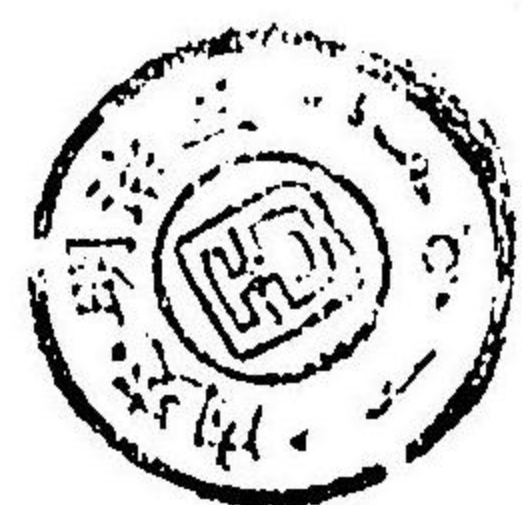


張

一

張



張

一

張





本
子
集
卷
之
一

序



新嘗之祭典爲吾瑞穗國一大重事焉
自上古連綿不絕且其奉新穀也國司
卜部等臨其地下定其國郡等之事亦
頗嚴矣及明治三十五年各府縣知事相議
欲使各府縣下有志者年獻納其供御

新穀乃稟請之於宮內省得其裁可蓋
其施設之法則各府縣就其管下郡市
以抽籤定其獻納順序使其郡市之
有志者自請之而郡市長視察其人之
的否副書而出之若吾兵庫縣則明治
三十年神崎郡爲其當籤而其有志

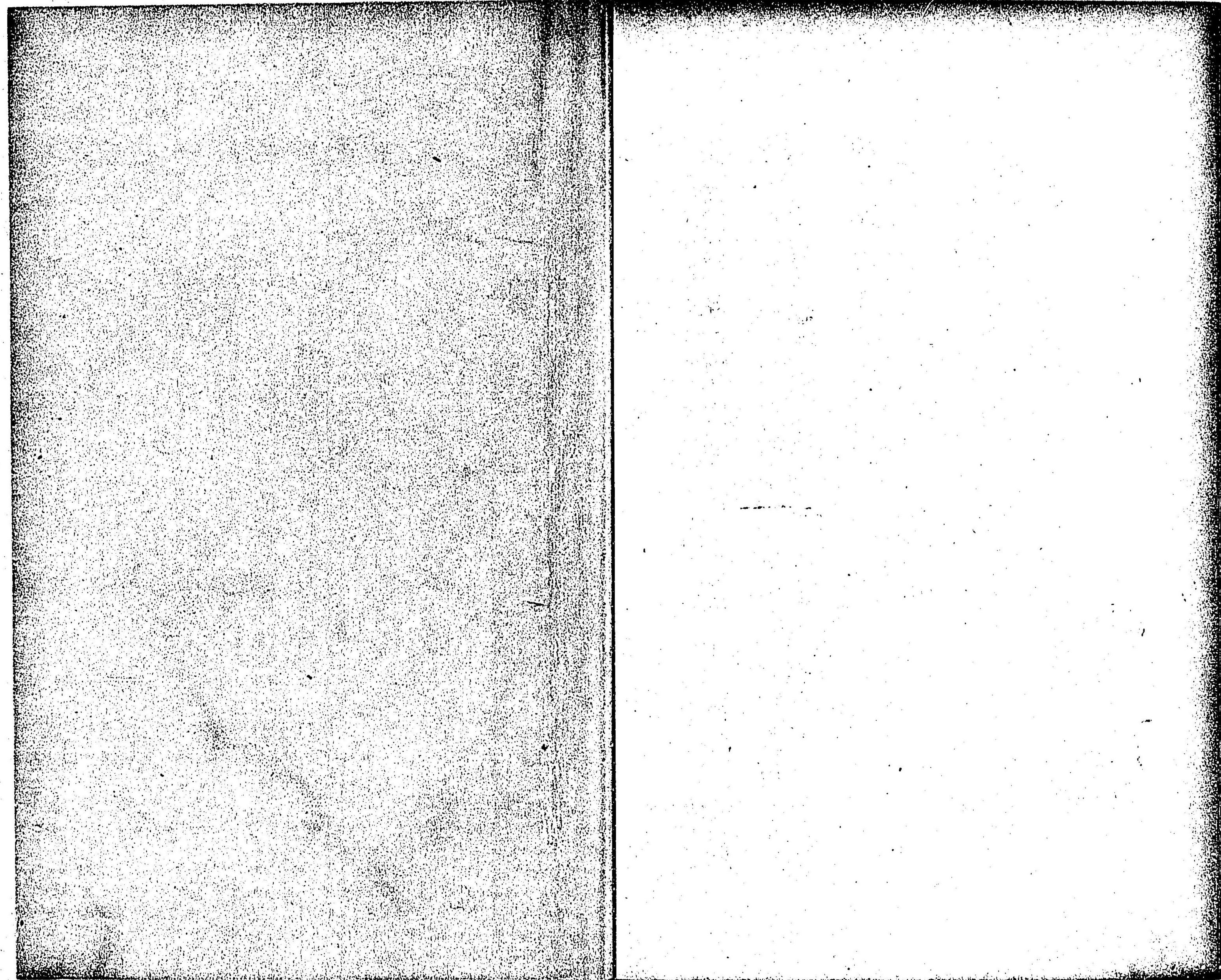
者爲西田原村三木拙二君以其人的
當速得所請乃獻納供御精米壹
升充吾國一大重祭之築盛祭事全
畢願自秧苗栽植以至精米成就其
間苦心爲如何哉而君能擔當之毫無
遺漏所以有今日之榮也抑此編也自

大學新嘗之辨至三木君供御獻納之
結局其間無細無大博引旁搜莫不筆
而傳之誠爲不可欠之要書非帝宮爲一
郡之要書亦必有他郡來取法者其功不
亦大乎而三木君之藏之亦使子孫知祖
宗有此苦心且光榮不亦美乎編者爲誰神

崎郡書記田崎五百穎君是也 雲雖未
與君相識然旣已讀此書知其博學
君子也

明治三十二年八月 節字龜山雲平拜撰

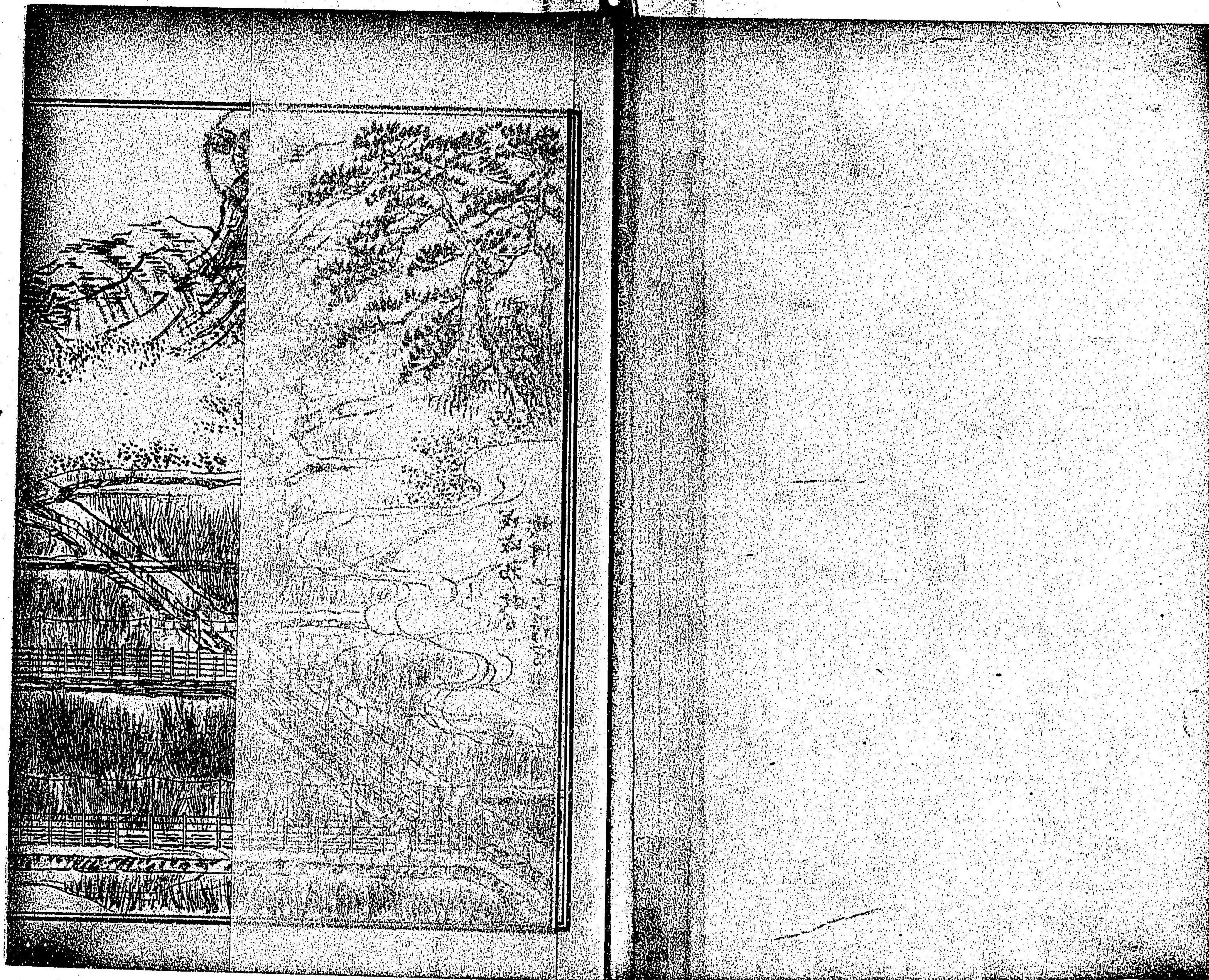


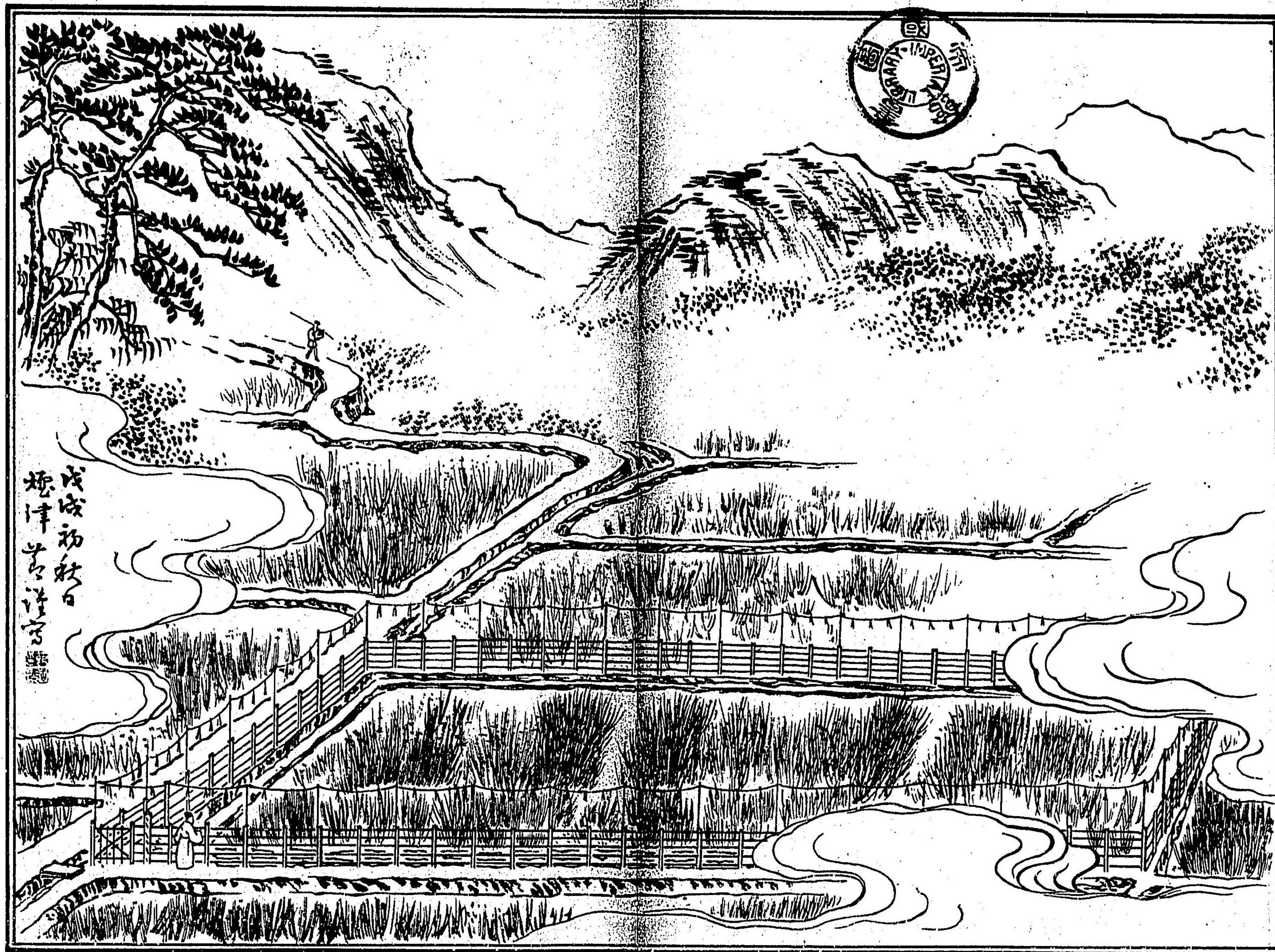


Handwritten text in a cursive script, likely a historical document or manuscript. The text is arranged in approximately 15 lines, written from right to left. The script is dense and characteristic of early modern European cursive. The document appears to be a page from a book or a separate sheet of paper, with a dark border on the right side.

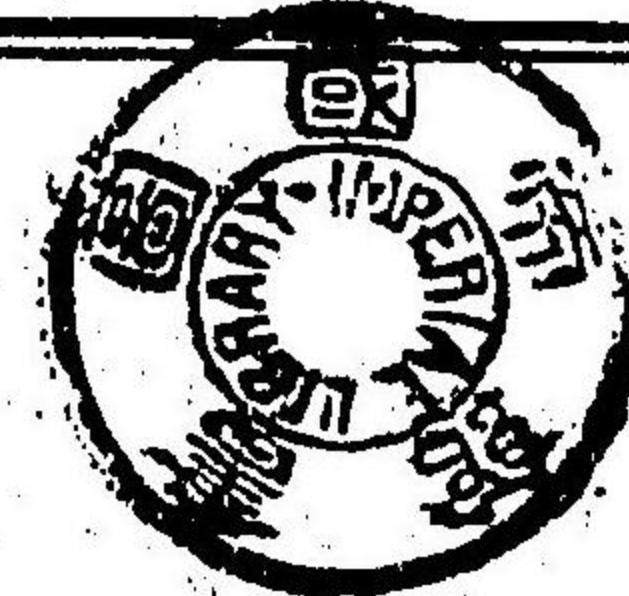
三十一卷

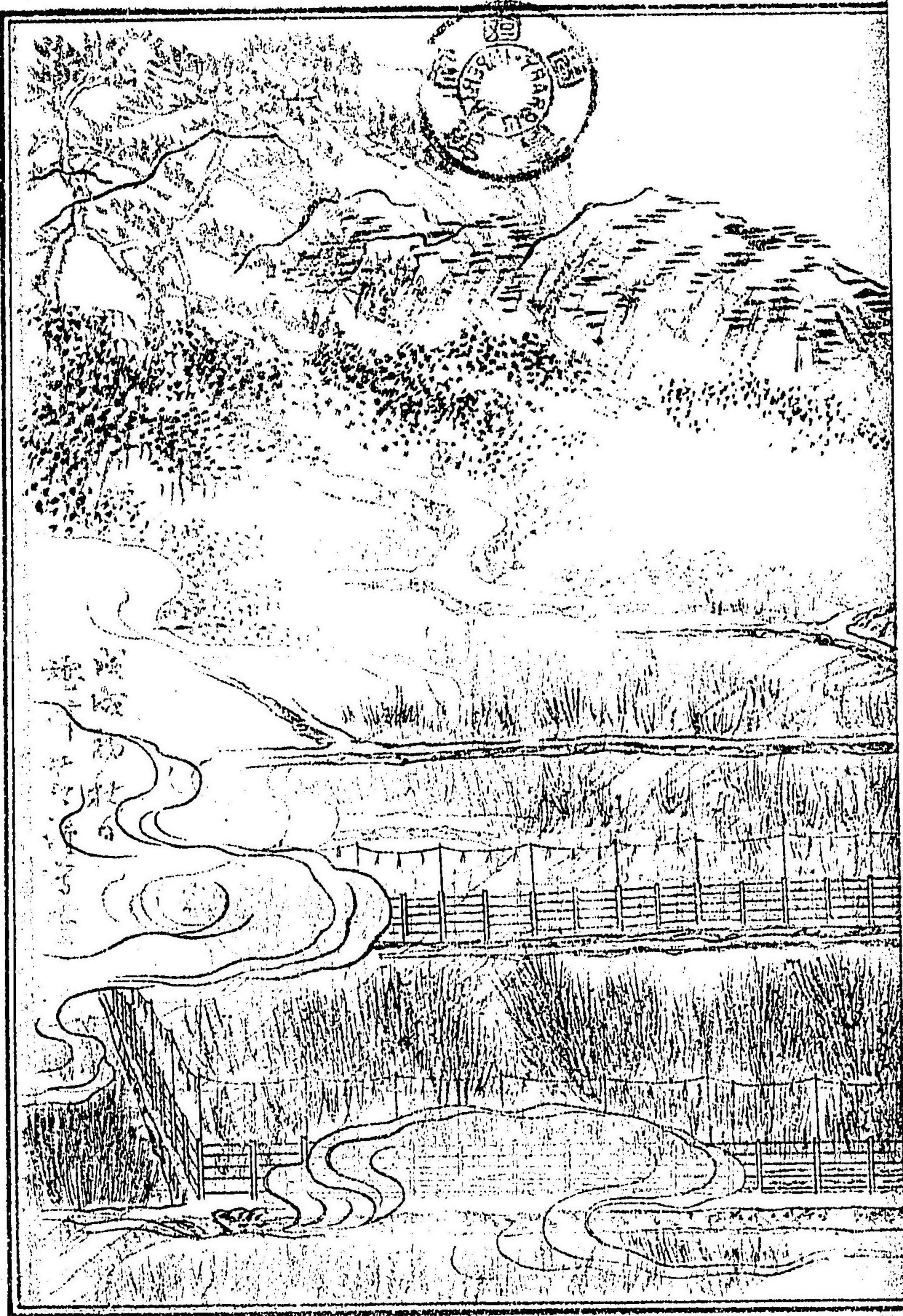
Handwritten text in a cursive script, likely a historical or administrative document. The text is arranged in approximately 12 horizontal lines. The characters are dense and difficult to decipher without specialized knowledge of the script, but they appear to be a continuous record of events or transactions.





戊戌初秋
德川吉洋画





新嘗祭供御獻納記

田崎五百額謹著

五百額謹みて按ふるに。新嘗祭は其初め神代の時掛巻も畏
 こき天照皇大御神の新嘗聞食より事起りて其基く所
 最古く尊き御祭なり。然れば吾朝廷諸の神祭も多かる中に。
 この祭典はやむことなく嚴重に執行はせ給ひけり。今明治
 三十年兵庫縣新嘗祭の供御。精米は吾神崎郡。精粟は多可郡
 に當れりける。其精米を獻納られけるは。田原村大字西田
 原村。三木拙二ぬしになんありける。抑新嘗祭の供御は。下に
 記せるごとく。古昔は朝廷にてその國郡を卜定めて其御卜
 に食ひと國郡へは所司の官人罷り下り。新穀の供御を調整
 へて獻納らしめ給ひ。敢て臣民より之を獻納りし事例は絶

て有ること無かりしなり。然るを拙二ぬし。こたびこの供御を獻納らるゝ事となりしは。過ぎし明治二十五年に。政府地方官會議を開かるゝ折しも。各府縣知事打集ひ相謀りて。新嘗祭の供御を。臣民より獻納らしめ給はんことを。宮内省に請ひ申して。その御許可を得られしよりぞ始りける。いでや其事由を述べん前に。先新嘗祭の大概を記しつけてん。新嘗祭は。ニヒナヘマツリ。と訓む。職員令大嘗祭義解に謂嘗新穀以祭神祇也。朝則諸神之相嘗祭。夕則供新穀於至尊也。とある如く。當年の新穀を以て。伊勢の大神。諸國の神等に奉り給ひ。天皇御親も聞食し。また群臣にも賜はるいとよく重き尊き御神事にてぞありける。公事根源。十一月中卯日。新嘗會は。今年初の穂を神に奉らせ給ふ義なり。代のはじめには大嘗會

といひ。年毎のとは。新嘗會と申すなり。ト食の人々。摺衣。日蔭と着す。用明天皇二年四月より。新嘗の事ははトまる。大かたは神代より事起れり。日本紀にも。天照大神にひなへきことめす。と見ゆたりと有。但しこの御祭を。用明天皇の御代よりはじまる。と云へること。いと不審しく信られぬことなり。吾皇國は。千秋長五百秋之瑞穂國。といひて。稻穀の美麗しく。天の下に立勝れるが故に。かく國名にも負せられたり。瑞穂を水穂とも書くと。其ミツは若く榮はて。美麗しきといへる古言にて。瑞枝。瑞山などいへるがごとし。かく稻穀を以て。上なき物とせらるゝから。朝廷にも。古へより之を寶とし給へり。されば今年種蒔の前に於て。其稻のよく登實るべき神助を。あふがんとて。毎年二月四日を以て。神祇官はいふも更に

て。諸國大小の神社へ幣帛を班ち奉らむ給ふ。これを祈年祭といふ。祈年祭。トシゴヒマツリ。と唱ふ。年とは。五穀の中に。専ら稻をいふ。初春に種子を水に浸シ。冬收むるまで。一とせを經る故なり。大寶令に。仲春祈年祭。義解に欲令歲災不作。時令順度。即於神祇官祭之。故云祈年。また公事根源に。二月四日。祈年祭。これは。大神官以下三千一百三十二座の神を。祭らせたまふ。その所のたしかならざるもあり。國々に各幣をつけらる。諸國にも年をひの祭をば行ふなり。周禮に。祈年は。豐年といのるなりと見たり。神祇官にて行はる云々。大かた祈年の祭。月次兩度。新嘗祭をば。四箇の祭として。國の大事とするなりと見たり。この祭の祝詞。延喜式祝詞の卷に見たり。障と。事長ければ記さず。かくの如く。祈年祭を執行ひ給ひて。障

ることなく。美麗しく瑞穂の登。實と稻穀を以て。其報賽として。神祭し給ふ。是やがて大嘗新嘗の祭になんありける。上代は新嘗祭をたゞに朝廷のみ。行はせらるゝにあらず。全國の臣民。皆齋ひ祭らざるはなかりとなり。其は何によりていふぞなれば。万葉集第十四卷。下総國の歌に。「にははさりの。かつしかわせと。にへすとも。そのかなと。きと。にたてめやも。顯昭法師の袖中抄に曰く。かつしかわせとは。下総國に葛飾といふ處あり。其處の早稻を云なり。にへすともとは。田舎に始めて早稻を刈り物として。里隣の者。集て食をば。にへすと云なりとあり。一首の意を取りすべていは。葛飾早稻を以て。新嘗として。慎み齋ひこもり居れとも。吾大切の夫の。來ましたらは。門の外には立てトとなり。又同卷に「たれぞこの。やのとれ

そぶるにふなみにわがせをやりていはふこのとを。」とあり。にふなみ。東詞に。ニヒナへをかく云るなり。上野國の新田をも。和名抄には。爾布太としるせり。さて歌の意は。かのニへをすする所へ。夫をやりて妻の家に留り居てよめるなり。人の許へ。ニへにゆきたるあとにて。家の戸をさして。慎齋ふこと。見ゆ。さる時に來て。戸を押し開むとするは。誰ぞと咎めたる也。と古事記傳に見ゆたり。然れば。この歌をも。の作者は。官位ある人にもあらず。たゞ下総國の田舎人なること著るければ。これをもても。天下推しなべて執行ひしこと明らかなり。今わが里わたりにて。新穀を收むれば。ニハアゲ又は新米をいひて。家々に神祭をなし。膳部をといのへて饗すること。は。やがて古しへの新嘗祭の遺法にて。新米とは。新穀を

收めし悦びの意にて。新嘗の義にかなひ。ニハアゲとは。下に云るニハナへ。ニハナヒの如く。ニヒナへの訛言とこそ聞ゆれ。さてその新嘗とは。新之饗といふ義なるを。ニヒとは。新しきことなり。和名抄常陸國郡名。新治を爾比波里。陸奥國郡名。新田を邇比太と訓るが如し。ノアへを約むれば。ナへとなる。そのアへは。饗應の字の意にて。人を饗應するを。アヘシロフといふにても知ねかし。即ち當年の新穀を以て。神を饗し。人も互に饗する意にて。新嘗とはいふぞかし。上つ代には。大嘗新嘗といふ分ちなし。神代紀に。新嘗とあるは。たもふに年々のならん。仁徳天皇紀に。新嘗とあるは。何れとも知がたし。清寧天皇十一月の紀に。依大嘗供奉料。遣播磨國司云々。とあり。又弘計天皇紀に。右同事を新嘗と書つれば。是はとも。即位

の時の大祀の大嘗と聞ゆ。天武天皇紀に。新嘗と有る事のさ
ま同じく大祀の大嘗也。かくて後文武天皇の神祇令仲冬常
例の祭の條に。大嘗と有は。毎年の祭也。同令次條に。凡大嘗者
每世一度國司行事。以下毎年所司行事。在京諸預とありて。一
祭事者也
世一度をも。毎年なるをも。共に大嘗とあり云々と祝詞考に
見たり。又古事記傳。天照大御神。大嘗聞食とある條に云く。
大嘗書紀日本書紀を云には。新嘗とあり。同トことなり。續紀續日本紀をいふ
二十六に。大新嘗ともあり。何れもオホニへと訓べし。今大御
神の聞食大嘗も。此意を以て見るべし。大てふ言を添たるは
尊てなり。故後に朝廷に給ふニへと。大嘗とは申すぞかし。
さて嘗字をしも書くは。漢國にて。秋祭を嘗と云を借れる也。
新嘗と書紀に。ニハノアヒとも。ニハナヒとも。ニハナへと。

ニヒナメとも。ニヒへと。ニハヒとも。さまぐに訓を附けた
れども。皆正しからず。此記古事記をいふ朝倉官雄略段段姪姪が歌。又大后の
御歌に。ニヒナヘヤ新嘗屋なりとあるを。正しき訓の據とすべしと
あり。上にも記せる如く。古昔は。大嘗。新嘗の名は差別なく。互
に相通はせて唱へ。神祇令にも。凡大嘗祭者。每世一度國司行
事。以下毎年所司行事と見えて。延喜式の頃までも。猶この差
別は無かりつと見えて。新嘗大嘗とは別ち記されざるが如
し。其別ち唱へらるゝことゝなりしは。何れの代なりけん詳
ならず。祝詞考にも。大嘗新嘗を別ちしこと。令より後。いつの
御時より。や。續日本紀以下の史を考ふべしといひ。古事記
傳すら。その事を記されず。抑新嘗祭の初めは。前にも記せる
如く。神代の時。天照皇大御神。宇氣母智神とて。五穀の祖神の

御身よりなれる稻種を見をなはして。太く喜はして。是物者。宇都志枳青人草之食而可活物也と詔り給ひ。以稻水田種子と定め。天邑君を定め。天狹田及長田に植しめ給へは。其秋八握垂穂しなひしけりて。甚快く買りたり。秋穀物已に成れる時。大嘗聞食すとある。これ大嘗てふ言の書に見えたる初めにて。かく天皇の皇祖とまします天照皇大御神の初めて得給ひし稻を以て。新嘗は爲そめ給ひし神事なるが上は。稻は吾皇國の至寶にて。人の命の根元たるものなれば。皇孫邇々藝事と初め奉。歴代の天皇等。みなこの神事は行はせ給ひしなり。是を以て神祇令には。上に記せるごとく見ゆ。延喜式祝詞卷に。その祝詞を載されたり。次のことし。

大嘗祭

集侍神主祝部等諸聞食登宣。

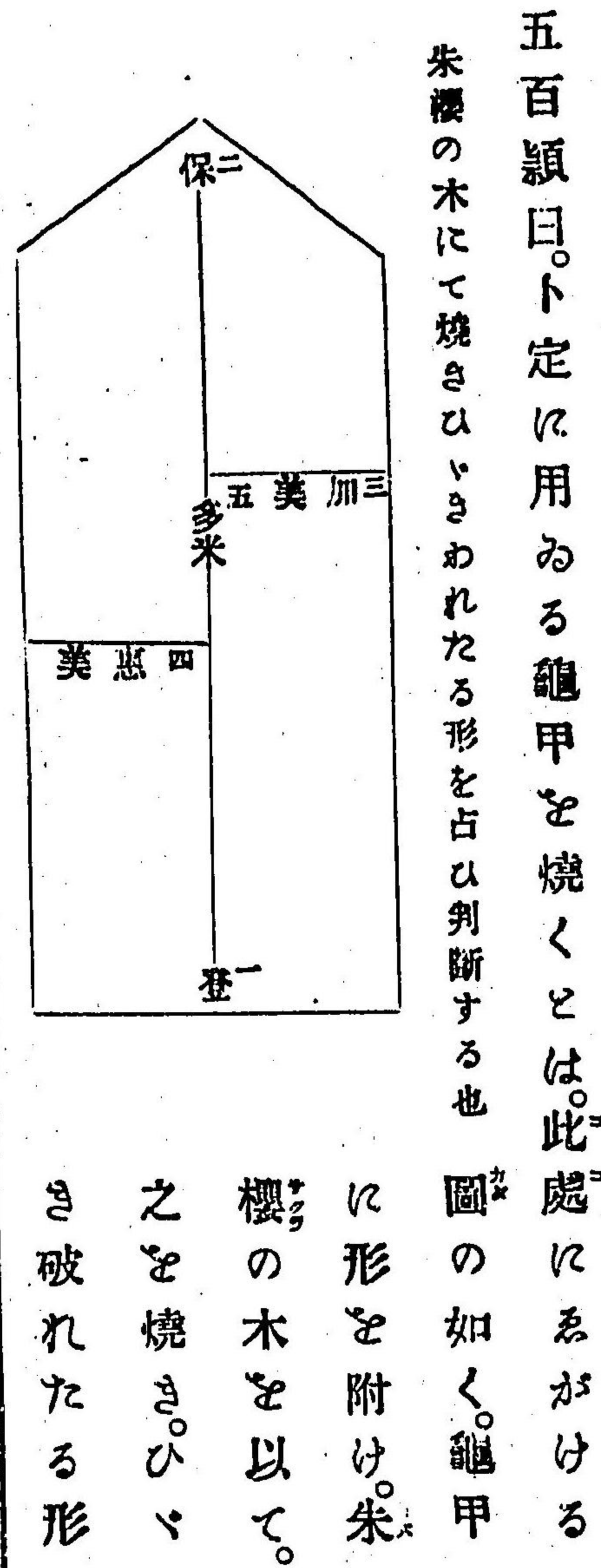
高天原爾神留坐。皇睦神漏伎神漏彌命。以天社國社。敷坐爾。皇神等前。爾白久。今年十一月中卯日。爾天都御食乃。長御食能遠御食登。皇御孫命乃。大嘗聞食奉。爲故。皇神等相宇豆乃比奉。堅磐爾。常磐爾。齋比奉。利。茂御世爾。幸開奉。奉爾依。氏。千秋五百秋爾。平久安久。聞食氏。豐明爾。明坐。皇御孫命能。宇豆乃幣帛。平。明妙。照妙。和妙。荒妙。爾。備奉。氏。朝日豐榮登爾。稱辭竟奉。久平。諸聞食登宣。事別。忌部能弱肩爾。大禰取掛。氏。持由麻波利仕奉。禮留幣帛。平。神主祝部等請。氏。事不落。捧持。氏。奉登宣。

星霜經るまに。世に汚隘あり。時に盛衰はありつれども。い
かすがに。この令式はなほ絶えず。今明治の大御代に至る

まで露變易ることなく行はれ。將來幾千萬とせも絶わざらんことは。めでたしともめでたく。尊としとも。尊とき御事にぞありける。

さて大嘗祭。新嘗祭の儀式を按ふるに。延喜式。江家次第。西官記。北山抄。其他にもあまた據るべき書どもあれど。これを委曲にせんこと容易き業にあらず。大八洲學校にて。増田于信といふ人の講義せられたる筆記あり。簡畧にして。なかくに便よき書なれば。その要なる所を抄録さんとす。其言にいへらく。大嘗祭は。我國の朝儀に在りては。最古きものにて。この起原は。遠く神代にあり。されば。歷朝その年の新米を。天皇自から。天神地祇に奉り。御自身も聞食む。又臣下にも賜はるを例とせり。御一代の初に行ふと。大嘗祭といひ。毎年に行ふと

新嘗祭といふ。大嘗祭は。其年の新米を奉る故に。八月以前に御即位あらば。其年の十一月に行はれ。八月以後に御即位あらば。翌年十一月。何れも中の卯の日に行はるゝを例とす。まづ其年の四月に。國郡卜定の儀として。卜部氏古來の世職を以て。龜甲を焼きて。悠紀主基の二國を卜定む。其國の田より出來たる新米を以て。大嘗祭を行ふ也。



を。占をひ。この中央なる多米の所のひゞき合ひぬるを。よろしとす。これ吉兆なり。この立筋は。下より上へ。墨もて引き。小刀にて。下より上へ。筋の通りを入るゝなり。都て下より上へとするが。古へのならはし也。今この龜甲の多米筋にあたる國を。悠紀主基の國と定めらるゝ也とぞ。但占ひに。龜甲を焼くといふは。後世に。漢土の法に倣ひて。上代は。鹿骨を焼きて。占ひとなり。そは古事記。日本書紀。萬葉集などに據りて。息吹舎大人の。玉襪に委じく辨へられたれば。本書に就て見るべし。かくて。古くより。主基は悠紀に次ぐと云ひて。次字を。スクとも訓むが故に。悠紀は主にして。主基は之に劣れるがごとく。唱ふる説あれども然らず。本居翁の玉勝間にも。辨まへられたる如く。悠紀も主基

も。皆假字にて。この兩國に勝り劣りあるべき理なく。何れも同く。大嘗祭新嘗祭の。供物を奉る國なればなり。其故は。悠紀とは。多くの祝詞に。持齋まはり持清まはりといふ詞ありて。その齋まはるとは。いたくいみ慎みみて。事を行ふ名。主基とは。その清まはりて。清くなれる。その清さを。スガクシ。とも古語にいひて。これも同トク清まはるに。つきての名にて。實をいへは。スキに齋字。スキに清字を當たらんぞ理なるべき。二國とも。清淨潔白なる國といふ義なればなり。こゝをもて。この二國は。重き神事に奉る供物を出す國なれば。いみトク齋まはり。清まはりて。稻穀を作り物するをもて。悠紀主基とは。號けられたるなりけり。かかれは。名こそ異なれども。其名の義に至りては。相齊しけ

れば。二國とも。勝り劣りあることなし。としるべし。

中古より。悠紀の國は近江。主基の國は丹波と定まりければ

五百額曰。中古より。主基の國は丹波。と定まるといふこと。

いまだ委しからず。そは下に辨へたるを見て知りぬ。さて其

ト定は。唯その國內にて。場所を定むることになりぬ。さて其

場所確定すれば。まづその田地に注連を引廻し不淨を祓ひ

清めて。苗を植ゑて。その傍に八神の社殿。

五百額曰。八神とは。鎮魂祭とて。十一月中寅日に。天皇親ら

祭典を行はせ給ふ時に。奉祝り給ふ神等にて。延喜式に。鎮

魂祭神八座。神魂。高御魂。生魂。足魂。魂留魂。大官女。御膳神。事

代主。と記されたる神等これなり。

と建て。收穫の時に至るまで。いたく慎みて。これを耕と護ら

しめ。九月稻熟するに至て。京都より。援穂使を差遣し。收穫し

たる。新米を取り來て。兼て設けたる北野の齋場に至り。これ

を以て。黒酒白酒の神酒

五百額曰。萬葉集第十九卷。新嘗會肆宴。應詔歌六首の内。

天地と。久しきまで。萬代に。つかへまつらん。黒酒白酒を。

畧解に云。大嘗會に。黒酒白酒を奉る事有。白酒といふは常

のすめる酒也。黒酒といふは。常山の灰を入たる酒也。又は

胡麻の粉を入るゝ事も有之也云々。然るを西藤彦麻呂が

傍底に。この黒酒は。常山の灰を入るとも。又胡麻粉を入る

ともいひ。白酒は。常のすめる酒なりといふ。これらは誤な

り。常山灰。胡麻粉などいへるは。黒酒といふ名によりて。れ

とはかりなり。又白酒は。常のすみさけなりといふも。せん

かたなきひがことなり。いにしへ荒稻アハヤネ和稻ニギヤネといひて。荒稻は玄米にて。和稻は白米なり。春ハルきたるも。春ハルかざるも。白くして。黒くはあらねど。玄米白米といへる如く。玄米の酒は黒酒にて。白米の酒は白酒なり。常のすみ酒は。白酒といふべき故はなし。いにしへは。皆濁酒にて。清酒はなかりとなり。黒酒も。白くて黒くはあらねど。白酒に對して。白からねは。黒酒といへる事。白米に對して玄米といふに等しといへり。一わたり理ありて聞ゆれば。又の考へとして記つけぬ。

及び御飯ミツメに造り。天神地祇テノカミチカミに奉るなり。維新前までは。かくの通りなりしを。今の天皇陛下は。即位の大禮を。京都にて行はせ給ひ。大嘗祭は。東京にて行はせ給ひしかは。悠紀主基の二

國は。古例によらず。更に悠紀國を安房國。主基國を甲斐國に定められたり。さて悠紀主基の兩國を分たれたる所以は。大嘗祭のとき。大極殿の庭上に。草葺の神殿を二つ立て。一方を悠紀殿として。天神を鎮祭し。一方を主基殿として。地祇を鎮祭して。兩殿を合せ稱へて。大嘗官といふ。此雛形今帝國博物館にあり神は。天照大神を初め。高天原にます諸神及び。天孫降臨の時同所より供奉し奉れる諸神をいひ。地祇は此土に在し。諸神。即大己貴神オホニギハヤヒノカミの如きといふ。右の兩國よりは。米のみならず。其地の産物をも奉りて。その國司は別段に。公事に奔走するを以て。昔は大嘗祭畢れば。必叙位の典ありき。

かくて其年の十月には。御祓ミツメとして。天皇川邊に行幸ありて。祓ハヒを行はせ給ひ。公卿以下。亦皆祓を行ふ。十一月に至れば。百官

悉く齋み慎み。當日即中の日は政を休み。早朝より北野の齋場より供物を運び。御親祭は夜に入りて行はる。天皇八省院五百額曰。八省院は所謂官内省。民部省。大藏省。兵部省。中督省。式部省。治部省。刑部省。にて大極殿也。湖月抄。神卷に委し。に行幸ありて。まづ悠紀主基兩殿の背後なる廻立殿にて。沐浴齋服を着けさせ給ひ。悠紀主基の神殿に御し給ふ。大臣即中臣。忌部。御巫。猿女。を率めて前行し。主殿の官人。燭を乗りて路を照らす。車持朝臣。玉體の背後より。蓋蓋と差し覆ひ奉り。笠を取直。小子部宿禰。蓋の綱を取り奉る。此日は群臣。悉氏姓を名告るを例とす。大嘗宮門の傍には。大伴。佐伯。二氏。楯矛をたつるなど。全く上古の風を存して。唐物の類は。一切これを用ゐず。かくて天皇は。まづ悠紀の神殿にて。御親祭あり。次に主基の神殿にて。亦同ト

く御親祭あり。畢りて廻立殿に還御し給ふ。此時は。恰も夜明の頃なりとぞ。昔は此間に語部といふもの。庭中に出て。神代の故事を語り。吉野の國栖人。古風の歌を奏するなどの行事ありき。

五百額曰。語部の事は。新撰姓氏錄に。國栖人の事は。古事記に見ゆ。

さて大嘗祭の翌日辰の日は。豐樂殿後世は紫宸殿にて。悠紀の節會あり。次日巳の日は。主基の節會あり。此兩日は。皇太子以下百官參入ありて。酒饌を賜はり。中臣氏。天神の壽詞を奏し。忌部氏。鏡劍を奉る。悠紀主基の國司。風俗の歌人を率めて。國風の歌舞を奏す。又歌人に命じて。歌を奉らせ。此時に起つる屏風に書かせらる。其歌は何れも。右兩國の名所を詠み入るゝ例なり。

五百額曰。いまその歌を一二つ記さば。万葉集第十九卷。天
平五年十一月二十五日。新嘗會肆宴。應詔歌六首。「天つち
ど。あひさかゆんど。大宮をつかへまつれば。貴くうれしき」
万葉集畧解云。上は天地と大御世ト共に榮たまさんとての意也。「天
大宮をつかへまつるとは。大嘗宮を造る事を仕奉るといふ。「天
にはも。五百津綱はふ。萬代に。國知らさんと。五百津綱はふ。」
同畧解に宣長云。天とは。大嘗宮の屋根のあたり。上の方を講きて天と
いふ也。云々二の句は。其宮の上の方を結び固めたる繩をいふ。大殿祭
詞に綱根とあり。云々さて結固めたる繩の事を。延といへるは。こ
萬代に云々のほぎ言の爲に。延とは云ひなせる也といへり。
の他上に引ける。天つちと久しきまで云々。その外の歌
なと見ゆたれと。畧きつ。

古今集第二十卷に。承知仁明天皇の大嘗の。きびのくにのうた
昔備國にて今の「まがねふく。さびの中山。たひにせる。細谷川
備前備中備後也
の。音のさやけさ」水の尾清和天皇の大嘗の。みまさかのくにの

うた「みまさかや。くめのさら山。さらくに。わが名はたてト。
萬代まで」元慶陽成天皇の大嘗の。みのうた「みのくに。せ
きのふち川。たゆすして。君につかへん。よろづよまで」
仁和光孝天皇の大嘗の。いせのくにのうた「君が代は。かぎりも
あらト。ながはまの。真砂の數は。よみつくとも。」今上醍醐天皇
の大嘗の。あふみうた「あふみのや。かゞみの山を。たてたれ
は。かねてぞ見ゆる。君かちとせは。なとあり。なはこのほか。
代々の書さもに數しらす多かり。

其翌日午は。豐明節會とて。又宴會あり。

五百額曰。公事根源云。十一月中辰日。豐明節會。これは今年
の稻を神に奉らせ給ひて。今日君もまことしめし。臣下にも
たまふ故に。節會行はる。新嘗の祭に参りたる上卿。宰相。辨。

小忌とさる。小忌とは餘人は諸司の小忌を束帶の上に着たるを。今日はうるはしく。青摺を用ゐる。上卿。宰相。外辨の上首をつとむ。南殿の廂に。兀子をまうけて。内辨以下座につく。白酒黒酒の盃をとりて。大歌別當。大辨もよほして。舞姫のほり。五度袖をかへしてかへり入る。事に堪へたる上達部。五節所とふらひて。催馬樂なぞうたふ。節會の儀常の如し。節會のほど。露臺の亂舞なり。びんたぐらうたふ。殿上人たち様なごあり。昔は節會の座にて。御遊あることあり。事に堪へたる人々を。御帳の東に近く召して。この事あり。ふんのつかさに。御琴めす。御手ならむといふ。十六日の節會なごにも。時にしたがひて。この事はありとなり。今日の辰の日の節會は。大嘗祭の時は辰日を悠紀の節會。己日を主

基の節會と申すにや。

庭上に舞臺を設けて。舞妓五節の舞を奏す。

五百類曰。五節舞のことは。政事要畧第二十七卷。十一月三

辰日。節會。五節舞者。淨見原天皇天武之所制也とあり。なほ

この事も。公事根源に云へれど。事長ければ物せず。

此事は毎年の新嘗祭にも行はるゝものなれど。大嘗祭には。舞妓の數をも増して。一層盛大に行はる。

五百類曰。三善清行の意見封事云。臣伏見。朝家五節舞妓。大嘗會時五人。即皆預叙位。其後年々新嘗會四人無預叙位之

例云々。

さて前の悠紀主基の節會は。大嘗祭の供物を。群臣に撒し賜はる宴會にて。豊明節會は。大嘗祭の目出度く濟みたる祝宴

にせらるゝなり。まこと悠紀主基の節會には標の山といふ
を。殿庭に曳き出す例なりとを。後世はこの事廢せり。後世祭
典にダシとて。餅車を曳き廻すは。蓋この遺風ならん。さて大
嘗祭の御式は。後柏原天皇以後廢すること百餘年なりとが。
東山天皇の時。徳川幕附の奏請にて。これを再興せられしが。
中御門天皇御一代はまた行はせられずして。櫻町天皇以來
はこの大典缺くることなく。明治の御代に至りても。目出度
くこれを行はせられたり。と見ゆたり。皇朝孝徳天皇の御代
に至りて。太く唐の代の風俗を採用せられ。文武天皇の御代
となりて。いよく甚しく何事にまれ。唐制によられざるは
無きはとなりしと。獨この大嘗祭。新嘗祭はしも。聊かもこれ
を交へず。専ら上代の風俗をのみ用ゐさせ給ひしは。いと

いとめめでたく尊とさ。御事にこそ。大嘗祭。新嘗祭の大概は。
かつく上に記せる如くなるを。その下より願ぎ申して。供御
を奉ることゝなりしは。既にいへるごとく。明治廿五年。各
地方長官會議の時に。之を請ひ申され。宮内大臣の許さるゝ
事となりたるにて。即ち兵庫縣知事より。縣下各郡長市長へ。
下されたる訓令にいはく。

内訓第八号

郡長
市長

新嘗祭供御ノ新穀献納之儀ニ付今般各府縣知事ヨリ上
請ノ次第ハ別紙寫ノ通ニシテ宮内大臣ヨリ聽許相成候
抑新嘗ノ御祭典ハ

天皇陛下御躬ヲ其年登熟ノ新穀ヲ供シ祭ラセ給フモノ
ニシテ國家ノ嚴儀萬代不易ノ大典タルハ世人ノ皆知ル
所ナレハ苟モ臣民タル者此意ヲ體認シ聖意ニ副ヒ奉ル
ヘキハ勿論ナリトス往時之ニ供セラル、神饌ハ年々其
國郡ヲト定シ新穀ヲ貢セシメラル、例ナリシカ近年ハ
植物御苑收ムル所ノモノヲ以テセサセ給ヘリト今之ヲ
汎ク有志農民ヨリ獻納ヲ許サル、ニ至テハ農民ノ感喜
之ニ過クルモノナカルヘク本縣ニ在テモ可成汎ク有志
農民ノ希望ヲ遂ケシメ度然レ田一府一縣下ヨリ精米壹
升精粟五合ヲ限リテ獻納ノ定量トナスニ依リ志願者許
可手續等ニ就テハ尙篤ト評議ヲ盡スヘキコトアルモ本
年ハ既ニ栽培ノ期節迫レルヲ以テ便宜當廳ニ於テ相當

ト認ムル者ニ向ツテ出願セシムヘク候得共豫テ此意ヲ
了知セラルヘシ

明治廿五年六月二日

兵庫縣知事周布公平

(別紙)

新嘗祭供御獻納之儀ニ付願

恭シク惟ルニ新嘗祭ハ毎年登熟ノ新穀ヲ以テ畏クモ
天皇陛下御親祭アラセラル、所ノモノニシテ國家ノ嚴
儀タルハ世人皆知ル所ナリ而シテ供御ノ新穀ハ明治以
前ニフリテハ山城國宇治郡御料ヨリ貢セシメ同五年以
來ハ大藏省ヨリ納メ十一年ヨリハ東京府ヨリ十四年ヨ
リ植物御苑ノ收ムル所ヲ以テ供御ニセサセ給ヘリト抑
モ此御祭典ハ歷朝繼續シ二千數百年來如何ナル御代ニ

於テモ變易セラル、ユト無之是レ則テ其本ヲ忘レ給ハ
ス且民命ヲ重シ給式部職付箋新嘗祭ハ皇孫降臨以來繼續セ
レ大典ナレハ二千數百年來ノ六字ヲ數千
年來ニ作
ルヘキ歟

天祖ニ報イ以テ年々ノ豐饒ヲ祈ラセ給フモノニシテ万
民生活スル所ノ食ハ當初其年ノ豐饒ヲ祈ラセラル、ハ祈年祭
ニ在リトノ意味ノ式部職ノ付箋アリ
天祖ノ賜モノナル事ヲ忘レシメス彌農事ヲ勵マシメ給
フヘキノ重祀ナレハ國民タル者此意ヲ奉體シ
聖意ニ副ヒ奉ラシムコトヲ冀フヤ勿論ナリ故ニ毎年新嘗
祭ニ當リ各地方有志農民ヨリ新穀ノ初穂ヲ獻セシムコト
ヲ請願スルモノアラハ御採納ノ上神饌ノ資ニ供セラル
ルニ至テハ國民ハ此貴重ノ神饌ヲ獻スルノ榮ヲ得
皇室ノ忝シケナキヲ感佩シ我國ノ大本タル農事ヲ賞フ

ノ風ヲ起シ國家ノ利スル大ナルヘシ承ル所ニ依レハ右
御祭典供御ノ資ニ精米三斗精粟五升ヲ以テセラル、ト
依テ各府縣ヨリ毎年新穀ノ精米壹升精粟五合ヲ限リト
シ其精粟ヲ耕サ、ルノ地方ハ精米ノミトシ有志者ノ獻
納ヲ許サレ此内ヲ以テ神饌ノ資ニ供セラシムコトヲ懇
願ス尤モ御許可ノ上ハ各廳ニ於テ獻納ノ新穀ヲ取纏メ
別紙手續書ノ如ク極メテ鄭重ニ取扱可申候右ハ明治十
五年十二月故岩倉右大臣ヨリ地方官へ御示達ノ趣モ有
之候義ニ付願意御裁可相成候様致度此段悃願候也

明治廿五年四月十六日 東京府知事富田鐵之助

外四十五名

官内大臣子爵土方久元殿

尚々本文御許可相成候上ハ本年ノ御祭典ヨリ献納仕度候也

(別紙)

新嘗祭供御ノ新穀献納手續

- 一 毎年新嘗祭ニ供御セラル、新穀ハ各府縣ノ有志農民ヨリ献納スルモノトス
- 一 献納ノ新穀ハ耕作肥料等專ヲ清淨ヲ旨トシ而シテ其初穂タルヘキコト但其高各府縣ヨリ精米壹升精粟五合ヲ限リトス尤モ粟ヲ耕サ、ル地方ハ精米ヲ限リトス
- 一 献納ノ新穀ハ有志献納人總代氏名ヲ以テ其府縣ヲ經由シ其年十月三十日迄ニ官内省ニ納ム

兵庫縣知事周布公平

明治廿五年四月十六日付有志農民ヨリ新嘗祭供御新穀献納ノ件聽許候條毎年期日式部職ヘ納付スヘシ

明治廿五年四月廿二日 官内大臣子爵土方久元

兵庫縣にては。既ニ官内大臣の許可ありしをもて。供御献納者。撰の規を定め。其翌年内務部長より。神崎郡長へ。移されし通牒あり

二甲第一九四五号

新嘗祭供御品献納者撰定内規別紙之通被定候ニ付依命此段申進候也

明治廿六年四月七日

内務部長秋山恕卿

神崎郡長倉本雄三殿

新穀新納者選定内規

(別紙)

新穀献納者選定内規

- 一新嘗祭供御新穀献納ノ郡市ハ抽籤ヲ以テ毎年順番ヲ定ムルモノトス
- 一抽籤區域ハ攝津國六郡市播磨國十七郡市但馬國八郡丹波二郡淡路二郡ノ三十五郡市トス
- 一當籤郡市精米壹升精粟五合ハ各別ニ一郡市ヨリ一種ツ、トス
- 一抽籤ハ既ニ献納済ノ郡市ヲ除クモノトス
- 一當籤ノ郡市ニ在テハ郡市長ニ於テ適宜献納者ヲ定ムヘシ但其年志願者無之場合ニハ順次他郡ニ移スモノトス

- 一献納志願者ハ其年四月末日迄ニ左ノ書式ニ據リ願書
- 二通テ差出サシムルモノトス

新穀献納願

壹升(五合)

一精米(精粟)
右本年私自作ノ新穀新嘗ノ御祭典ニ供進仕度候間御許可被成下度奉願候也

何郡何市何町村ノ内何町村何番地族籍

何之誰

縣知事宛

- 一献納志願者ヨリ願書ヲ差出シタルキハ郡市長ニ於テ
 - 一献納者平素行爲等ノ概要ヲ調査シ副申スルモノトス
- 新穀献納者心得
- 一献納ノ新穀ハ耕耘培養專ラ清淨ヲ旨トシ其豐熟セル

初穂タルヘキ事

一 種子ノ選擇苗代及植地ノ調整等ハ特ニ之レヲ準備ス
ヘキ事

一 耕具ハ新製ノモノヲ用井ル事

一 植地ニハ新嘗祭供御新穀栽培地ト記セル標木ヲ建設
スル事

一 肥料ハ乾鰯搾粕糠灰等ヲ用井ルヘキ事

一 數量ハ精米壹升精粟五合タルヘキ事

一 精米精粟ハ能ク乾燥モシメ清淨ナル俵ヲ製シ之ニ容
レ外箱ハ檜ヲ以テ方形ニ造ル事

一 外箱上部ニハ左ノ如ク書載スル事

新嘗祭供御献納品

精米 (精粟)

壹升 (五合)

何國何郡市何町村ノ内何町村何番地族籍

何 之 誰

一 献納品荷造ニ係ル費用及縣廳迄ノ運搬費ハ自辨タル

ヘキ事

一 献納品ハ其年十月廿五日迄ニ縣廳ニ到達スヘキ様差

出スヘキ事

其後また

二甲第一九八五號

新嘗祭供御品献納者選定方毎年ノ順番抽籤之結果別紙
ノ通ニ有之候此段及通牒候也

明治廿六年四月八日

内務部長秋山恕卿

神崎郡長倉本雄三殿

新嘗祭供御新穀献納者選定方毎年當籤郡市ヲ定ムル左ノ如シ

| | | | | |
|-------|---|-----|---|-----|
| 明治廿六年 | 米 | 揖西郡 | 粟 | 揖東郡 |
| 同 廿七年 | 同 | 赤穂郡 | 同 | 姫路市 |
| 同 廿八年 | 同 | 三原郡 | 同 | 多紀郡 |
| 同 廿九年 | 同 | 加古郡 | 同 | 菟原郡 |
| 同 三十年 | 同 | 神東郡 | 同 | 多可郡 |
| 同 卅一年 | 同 | 神西郡 | 同 | 神戸市 |
| 同 卅二年 | 同 | 安栗郡 | 同 | 八部郡 |
| 同 卅三年 | 同 | 加西郡 | 同 | 印南郡 |
| 同 卅四年 | 同 | 津名郡 | 同 | 美濃郡 |

| | | | | |
|--------|---|-----|---|-----|
| 同 卅五年 | 同 | 武庫郡 | 同 | 養父郡 |
| 同 卅六年 | 同 | 二方郡 | 同 | 有馬郡 |
| 同 卅七年 | 同 | 川邊郡 | 同 | 七美郡 |
| 同 卅八年 | 同 | 飾東郡 | 同 | 朝來郡 |
| 同 卅九年 | 同 | 城崎郡 | 同 | 氣多郡 |
| 同 四十年 | 同 | 飾西郡 | 同 | 佐用郡 |
| 同 四十一年 | 同 | 氷上郡 | 同 | 美含郡 |
| 同 四十二年 | 同 | 出石郡 | 同 | 未定 |

外ニ

明石郡加東郡ハ廿五年献納濟ニ付抽籤ヲ除ク

右のごとくにてありければ。郡長はこの三十年の新嘗祭供御。献納せんものゝ撰えられたりしかば

新穀献納願

壹升

一精米

右本年私自作ノ新穀新嘗御祭典ニ供進仕度候間御許可被成下度奉願候也

神崎郡田原村ノ内西田原村百六番地平民

明治三十年三月廿四日

三木拙二印

兵庫縣知事周布公平殿

この願ひ出てたりしかば。倉本郡長は。

一第一五七号

明治三十年新嘗御祭典供御献上之義ハ去廿六年四月二甲第一九四五号ヲ以テ本郡當撰尙ホ客年十二月十五日第八五〇一号御照會ノ趣モ有之爾來人撰候處田原村ノ

内西田原村三木拙ニヨリ新嘗祭供御献上之旨別紙出願致候ニ付取調候處全人ハ全村豪農三木承太郎長男ニシテ父子トモ爲人極メテ温厚篤實嘗テ家内ニ風波起リシコト無キ而已ナラス平素親睦節儉ニシテ慈善義捐ノ如キハ吝嗇ナラス拙ニ能ク父命ヲ遵守シ家事ニ怠ラズ殊ニ農事ニ注意勉勵スル等洵トニ嘉尙スヘキ者ニ有之即チ新嘗献供ニ相當ノモノト存候ニ付願書及進達候條御許可相成候様致度此段副申候也

明治三十年三月廿五日

神崎郡長倉本雄三

兵庫縣知事周布公平殿

かくのごとく副申とめて願書を進達せられしに。

神崎郡田原村ノ内西田原村

三木 拙二

明治三十年三月廿四日付願新嘗祭新穀献納ノ件聞届ク

明治三十年四月二日

兵庫縣知事周布公平

とぞ許可せられける。拙二ぬまはいふも更にて。父ぬまを初め。家族の人々。皆その許可を歡喜はるゝ御こゝち。いかばかりなるらん。思ひやるだにいとうれし。いとその準備せんとて。新しく造りて。のへられし物とまは。

- 一手桶 二個
 - 一槍杓 三本
 - 一手洗盤 一個
 - 一竹笊 二個
 - 一櫛 二個
- 撰種用
壹升一
壹合一

- 一荷桶 一荷 浸種用
- 一大鋤 一挺
- 一普通鋤 一挺
- 一備中鋤 一挺
- 一竹管 二本 一は浸水濾過用 一は排水用
- 一步板 一枚 苗代の播種及除草用
- 一竹簀 十二間 苗代蛙害豫防用
- 一竹簀 二枚 塵除 苗代水口に用ゐる
- 一標木 二本 苗代及本田
- 一柵木 若干 苗代及本田の周圍に建
- 一注連 二連 全上
- 一誘殺燈 壹臺 苗代に於て螟虫驅除に用ゐる

| | | |
|----------------------------------|-----|-----------------------------|
| 一箱 | 二個 | |
| 一土 ^ナ 坳 ^レ 器 | 二挺 | 一は本田水口に於て養水濾過の作用をなし一は排水を便にす |
| 一定木 | 三本 | 插秧に用ゐる |
| 一墨繩 | 四筋 | 全上 |
| 一白衣 | 三組 | 耕耘の時着用 |
| 一菅笠 | 三枚 | 全上 |
| 一蓆座 | 三枚 | 全上 |
| 一蟹爪 | 一挺 | 除草用 |
| 一鉄爪 | 一組 | 全上 |
| 一鎌 | 一挺 | |
| 一稻置竿竹 | 二本 | |
| 一稻置松木 | 五十本 | |

| | | |
|------|-----|-------|
| 一稻扱 | 一臺 | |
| 一荷棒 | 一本 | |
| 一藁沓 | 二荷 | |
| 一莖 | 三十枚 | |
| 一莖 | 四個 | |
| 一箕 | 一枚 | |
| 一播桶 | 一個 | |
| 一唐箕 | 一臺 | |
| 一糶摺白 | 一臺 | |
| 一石臼 | 一臺 | |
| 一杵 | 一個 | |
| 一米掬 | 一本 | 精米調製用 |

- 一 撰米臺 三 個 精撰用
- 一 杓子 三 本 全 上
- 一 白箸 三 對 全 上
- 一 白布袋 十三枚 大小取雜
- 一 米俵 二 個 精米各壹升を入る

藁^{ワラ}糞^コを麻^{アサ}結^{ムス}もて編^{アミ}みたるものなり。其^{ソノ}状^{カタ}いと美^{ウツク}麗^カしく。恰^タも攝^{セツ}津^ツ國^{クニ}武^ブ庫^ク郡^{グン}西^{セイ}之^ノ宮^{ミヤ}町^{チヨウ}。蛙^{カエリ}子^コ神^{カミ}社^{シャ}にて賣^ウれる吉^{キチ}兆^{シヨウ}俵^{ヒヤウ}の如^{カド}くにて。今^{イマ}少^シらうるはと。こは此^{ココ}里^リに住^スめる。永^{エイ}野^ノ久^ク三^{サン}郎^{ロウ}とて。常^{トコ}に出入^{シュツニュウ}る男^{オトコ}の造^{ツクリ}りとなり。

- 一 檜箱 二 個 俵^{ヒヤウ}を入^イる、料^{リョウ}也
- 一 杉箱 二 個 俵^{ヒヤウ}箱^{ハコ}を入^イる、外^{ソト}箱^{ハコ}也

此^{ココ}箱^{ハコ}は。この里^リに住^スめる。木^キ匠^{ヤク}高^{タカ}橋^{ハシ}芳^{ヨシ}松^{マツ}か造^{ツクリ}る。さて上^{ウヘ}に記^キ

せる俵^{ヒヤウ}よりこの箱^{ハコ}まで。各^{オノオノ}二^ニ個^コづゝあるは。拙^{ソコ}二^ニぬゝ深^{フカク}く意^イを用^{ヨウ}ぬたるものにて。若^シし不^{タカ}慮^カの障^{サマ}碍^アあらんことをれもひはかりて。それが備^ビにその一^{ヒト}個^コは作^{ツクリ}られとなり。

次に。苗^{ナエ}代^{ダイ}また稻^{イネ}田^{デン}は。早^{ハヤ}魁^{ケイ}水^{スイ}害^{ガイ}の憂^{ウレヒ}へなく。又^{マタ}耕^{カキ}耘^{エン}に便^{マシ}よき所^{トコロ}を撰^{シユ}ぶべきなれば。苗^{ナエ}代^{ダイ}には。家^{イヘ}より壹^{ヒト}丁^{テイ}ばかり南^{ミナミ}の方^{カタチ}にて。

- 神^{カミ}崎^{サキ}郡^{グン}田^{デン}原^{ハラ}村^{ムラ}大^{ダイ}字^ジ西^{セイ}田^{デン}原^{ハラ}村^{ムラ}田^{デン}尻^{シラ}組^{グミ}字^ジ浦^{ウラ}畑^ヘ千^チ四^シ百^{ヒャク}八^{ハチ}十^{ジュウ}三^{サン}
- 番^{バン}田^{テン}反^{ハン}別^{ベツ}壹^{イツ}反^{ハン}六^{ロク}畝^ノ拾^{シツ}六^{ロク}步^ブの内^{ウチ}にて中央^{チュウオウ}
- 一^{イツ}苗^{ナエ}代^{ダイ}反^{ハン}別^{ベツ}貳^ジ步^ブ

この苗^{ナエ}代^{ダイ}の面^{オモテ}積^{ツキ}は。貳^ジ步^ブなれども。その培^{ツチ}養^{ヤウ}貯^チ水^{スイ}池^チを設^{セツ}けたれは。総^{ソウ}ては十^{ジュウ}四^シ步^ブばかりを用^{ヨウ}ぬらるべし。圖^ズ面^{メン}に詳^{マシ}なり。さてその稻^{イネ}種^{タネ}子^コは。大^{ダイ}和^ワ錦^{キン}。五^ゴ合^{カフ}巾^{キナ}着^キ坊^{ボウ}主^{シュ}二^ニ合^{カフ}五^ゴ勺^{シヤウ}。石^{イシ}白^{ハク}二^ニ合^{カフ}

五勺にて。三種とも鹽水もて。今年四月二十五日に調整して。直ちに水に浸し。五月五日に種まきたり。苗代一坪に。種五合を充しかば大和錦は一坪にて。巾着坊主。石白は。各半坪に種蒔したり。その苗代の周圍に。蛙などの虫害を防禦せん爲め。竹箒を立てめぐらす。扱又苗代の肥料には。専ら清らと主として。糞尿の類は露用ゐす。たゞ藁灰貳升。乾鰯六合をのみ施したり。稻田は家より三丁ばかり東の方にて。

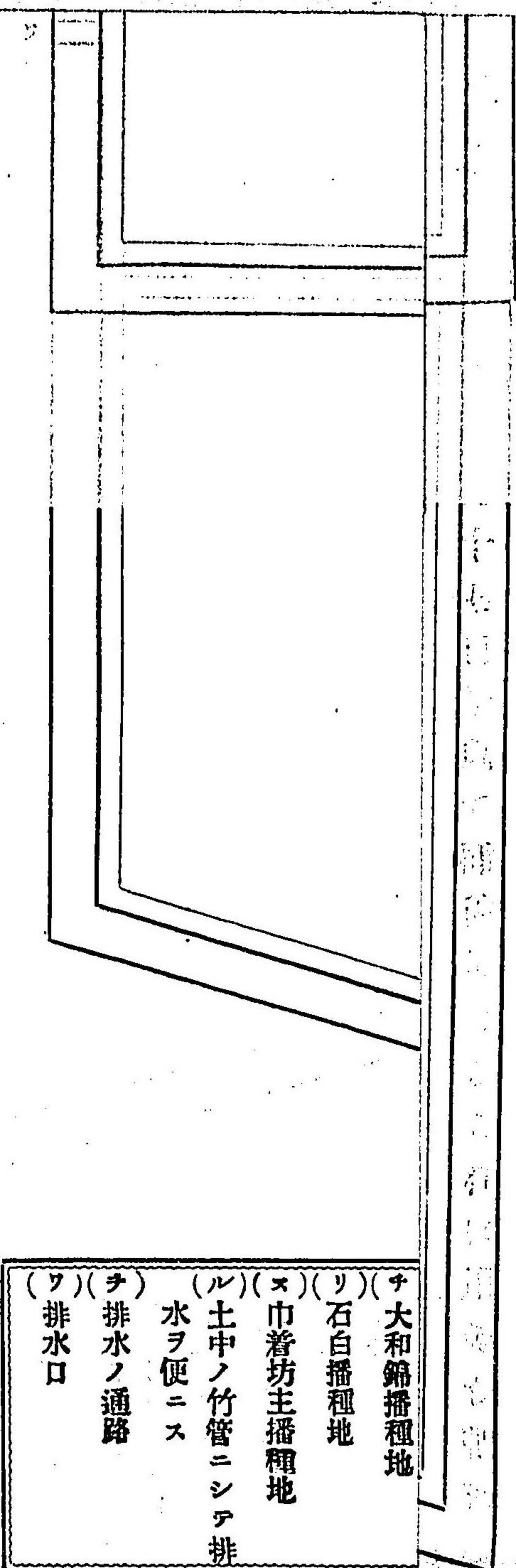
神崎郡田原村大字西田原村北野組字西廣岡千十七番

一田反別貳畝貳拾九步

この二畝二十九歩の内。田の周圍にて。耕耘栽培の便にとて。凡そ二十九歩ばかりを置き。二畝歩をもて。全く稻田とす。その傍に。新嘗祭供御新穀栽培地と記したる標を建て。畦畔の

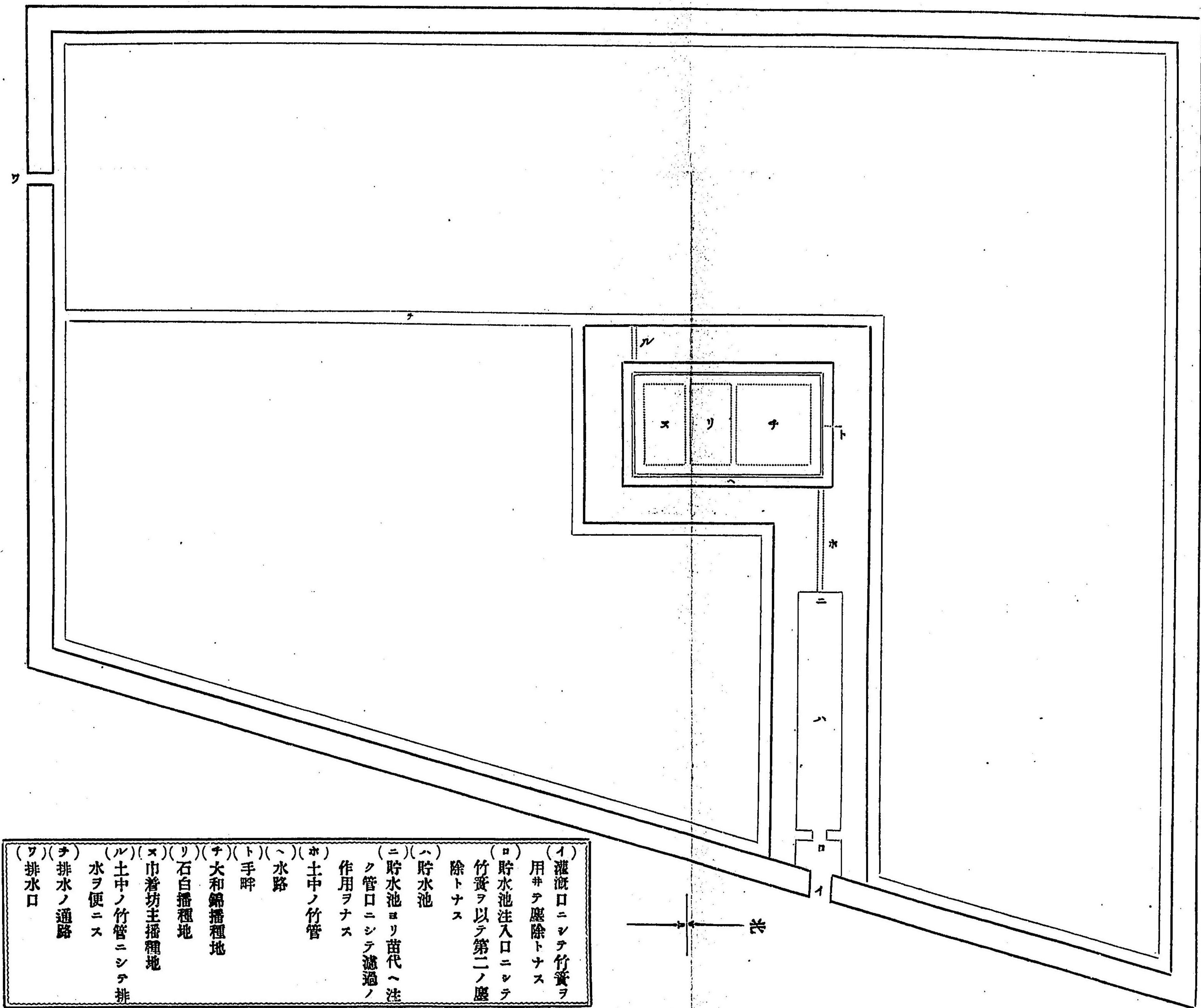
凡之圖

(百分ノ一)

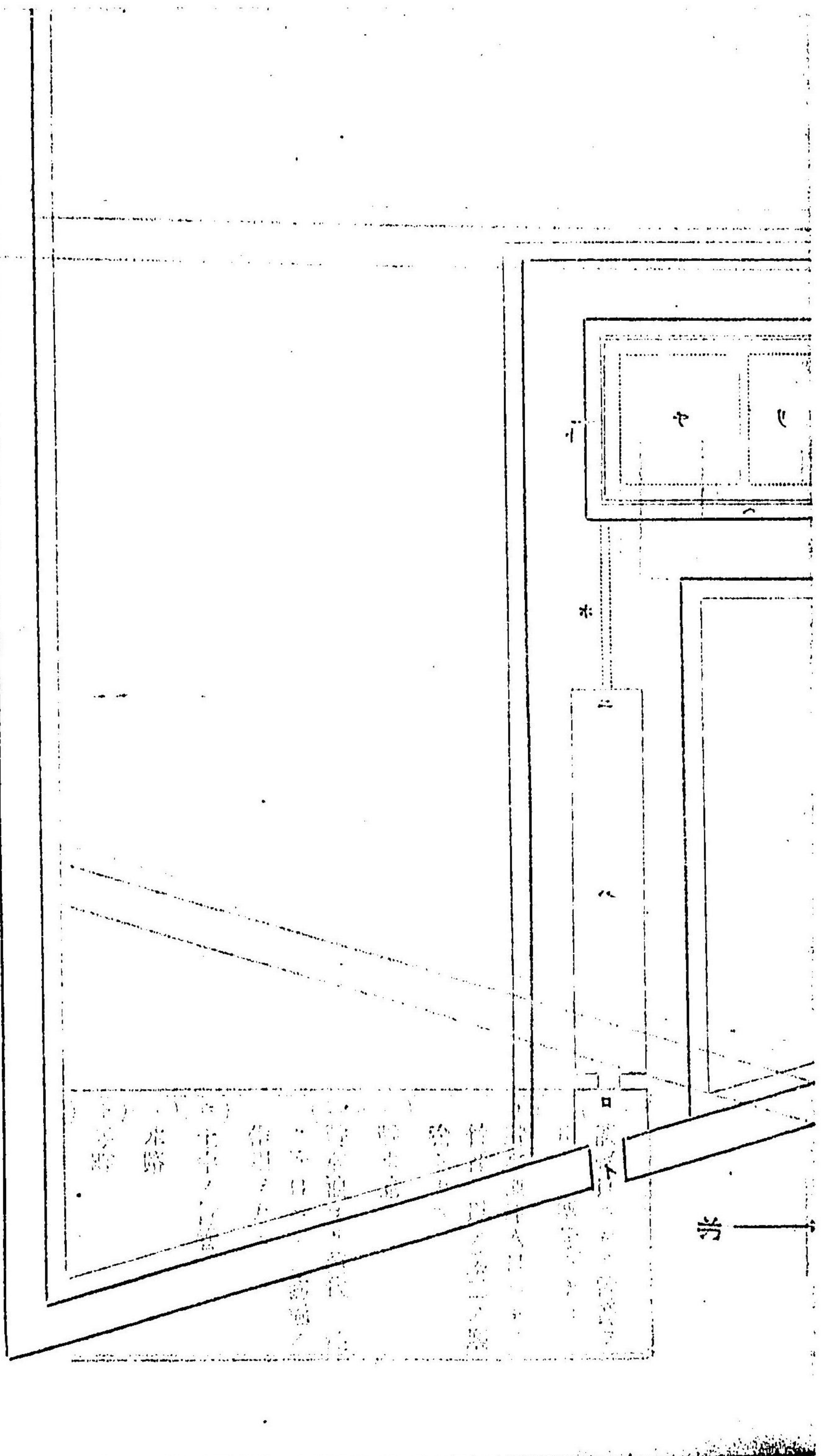


新嘗祭獻納米苗代之圖

(百分ノ一)



- (イ) 灌溉口ニシテ竹簧ヲ用テ塵除トナス
- (ロ) 貯水池注入口ニシテ竹簧ヲ以テ第二ノ塵除トナス
- (ハ) 貯水池
- (ニ) 貯水池ヨリ苗代ニ注ク管口ニシテ濾過ノ作用ヲナス
- (ホ) 土中ノ竹管
- (ヘ) 水路
- (ト) 手畔
- (チ) 大和錦播種地
- (リ) 石臼播種地
- (ス) 巾着坊主播種地
- (ル) 土中ノ竹管ニシテ排水ヲ便ニス
- (ヲ) 排水ノ通路
- (カ) 排水口



嘗糞米苗介之圖

(百公一)

めぐりに杉丸木の柵を立めぐらし。木綿垂れたる注連を引延へたり。六月十七日を以て挿秧をなす。これに用ゐる肥料は六貫目の乾鰯と三貫目の醬油搾粕との二種のみ。その他の物少しも用ゐず。斯くて田草を除くは。初度七月二日。二回同月十日。三回同月十八日。四回同月二十五日。五回八月二日にて。石白巾着坊主は八月十五日。大和錦は。その二十一日に至りて。初穂を出し。同月二十五日に石白巾着坊主穂出て終り。二十八日大和錦穂揃ひしぬ。是を以て。九月九日田水を排棄。十月二日稲を刈り。直に稻置に懸け。その十日稻扱をなし。其實乾燥せしは。十月十一日半日。十四日一日合せて。一日半曝しき。こは稻刈りせし翌日あたりより。雨降りつゞきて。稲を燥かすこと。能はざりしをもて。かく刈り取りと。乾燥と

新米米御歌内記

廿

の日隔たれるなり。かくして十月十五日稻舂磨をなす。十六日十七日にこれを精白たるが。その三種の中にて。大和錦最善良しかば。之を献納米と定めて。十八日十九日を以て精撰しぬ。さるは杉板もて造れる案の上にて。米を一粒づゝ新しき箸にて撰り別け。荷りにも手を觸るゝことなく。全く瑕無く善良なるをのみ二升穫て。一升をば。献納米とし。一升をその豫備とす。さて之を彼の俵に入れ。又之を檜の内箱に納め。白布をもて包み。杉の外箱に納めたり。初め四月稻種精撰より。こゝに至るまで。総て拙二ぬし。三木齋三。永野久三郎の三人にて。事を執りたりしが。いつも齋戒し新調の白衣を着て。耕作したり。齋三といふは。親族の人。久三郎の事は。前に記したるをもて知るべし。苗代稻田を鋤かへすにも。耕作人手づ

から耕かへし。初めより牛馬を使ひしことなし。こはその田中にて。あらぬ事して。むつかしく田を穢さんと恐れてなり。然のみにあらず。不測の過失あらんことを慮りて。撰種より稻刈りまでさむるまで。しばし。神崎郡農事試験場長藤東城ぬしといひあはせ事謀りて。折ふに毎に。苗代また稻田のさまを視めぐらんことを請ひ。そが上にもなほ。兵庫縣農事試験場長小野孫三郎ぬし。吾郡巡回の時には。必ず又その田の状況。稻の生育良否を視られんことを請はれしなむ。凡そ四月其播種の初より。十月にいたるまで。七月にわたりて。長き月日を一日のぞとく。拙二ぬし常に守護をこたらず。朝夕には。必ずこれを見めぐり。心を碎き力を盡して。勉勵みたる其勞空しからず。いと善登りて。美麗しき米をなむ穫られにけ

る。拙二ぬしのいさど。豈尋常ならんや。かくの如く。供御米障りなく整ひしかば。その米の清祓と祝祭とを兼ね。十月二十日神祭を行ふ。此祭を行ひしは。姫路市庭山武正ぬし。吾里の郷社熊野神社。神職山下真柱ぬしの二人なり。當日早旦より裝飾して。家の客室の上間を以て祭場とし。西より東に向ひ。八足案を立て。之に神籬を建て。其本左右に献納米を北神籬の左に當る。豫防米を南其南に當るに安き。其前面に亦。八足案三脚を立て連ね。之を神饌の案とす。其前左右に大真榊を立て。三種の神寶と五色の和妙とを掛け。又案上に五色の幣帛を立つ。その神床の後背に。白布の屏障を垂れ。祭場の周圍に木綿掛けたる注連を引はへたり。さて又神饌には。

- 神酒 一 臺
- 洗米 一 臺

○鯛 一 臺 ○鯉 一 臺
 ○鏡餅 二 臺 ○松茸、山葵、濕茸、 一 臺
 ○蒟蒻、蘿蔔、遮根、 一 臺 ○栗、銀杏、柿、 一 臺
 ○生姜、百合、 一 臺 ○凍豆腐、乾瓢、推茸、 一 臺
 ○蕨、青海苔、 一 臺 ○白昆布、河茸、紅海苔、 一 臺
 ○糖製菓子 一 臺 ○白、黄、赤、三色餅 三 臺

以上十五臺にして。その整へ全く終りぬ。この他今日の祭典に參詣せし人々より。數多供物を捧げしかば。所狭くてこゝに記しがたければ。省きつ。豫ては正午十二時より。祭典行はるべき定めなりしを。少し後れて。午后第三時となりぬ。その次第は。下の如くにて。庭山ぬし齋主。山下ぬしは。其外の行事せらる。

一先清祓祝詞

山下真柱

一次三行事

一盥水行事、二切麻行事、
三大麻行事

同人

一次降神行事 秘事

庭山武正

一次献供祝詞

山下真柱

一次献供

同人

一次祝詞

庭山武正

一次玉串供

齋主以下參拜者一同

一次撤供祝詞

山下真柱

一次撤供

同人

一次昇神行事 秘事

庭山武正

一次各退散

一次直會

この祭の祝詞は下のことし。

清祓詞

山下真柱

玉繩掛卷モ文ニ畏ク山水ノ岩幕モ由々々々尊キ。瀬織津姫大神。氣吹戸主大神。速佐須良姫大神。速秋津姫大神。ト御名ハ稱テ。四柱ノ皇大神等ノ御前ヲ始メ。天津御神八百萬國津御神八百萬ノ珍ノ大前ヲ朝霧ノ春々ニ拜テ奉テ畏ク畏ク白ク。菰枕高天原ニ神留座ス。神魯岐神魯美命ヲ以テ皇祖神伊邪那岐大神。不知火ノ築紫ノ日向ノ立花ノ小戸ノ境原ニ潔祓爲給ヒ石ノ上古々神世ノ神御式ヲ玉串ヲ神傳々給ハ任ニ。瓢形ノ天津官事ヲ以テ中臣ガ仕奉リ來シ例ノ隨ニ。追次倣ヒ奉テ神風ノ伊勢ノ波激ノ清ク成ナ物ト。今モ潔祓ノ式法仕奉リ。拂へ給ヒ清メ給ヒ乞祈奉ル事ヲ。天津神ハ天ノ岩戸ヲ押開テ天ノ八重棚雲ヲ伊豆ノ千別ニ千別ニ聞食ヒ。國

津神。高山ノ末。短山ノ末ニ登リ座テ高山ノ伊保理。短山ノ伊保理ヲ播別テ聞食ノ相諾ヒ給テ今日ノ神業仕ヘ奉ル家長。三木拙ニヲ始テ神職諸及大前ニ伊群集ル。老若々男女ニ至ル馬手。思ヒ得知テ過犯ソケ。種々ノ罪咎穢有ラバ科戸ノ風ノ天ノ八重棚雲ヲ吹放ツ事ノ如ク。庭鳥ノ朝ノ深霧墨染ノ夕ノ深霧ヲ朝風夕風ノ吹拂フ事ノ如ク。佐々浪ノ大津邊ニ居ル大船ヲ袖解放テ。越解放テ大海原ニ押放ツ事ノ如ク。打渡ス彼方ノ繁木ガ本ヲ。燒鎌ノ敏鎌ヲ以テ。打拂フ事ノ如ク。水泡ノ早瀬ノ浪ニ消失ル事ノ如ク。淡雪ノ春日ノ影ニ解失ル事ノ如ク。百千ガ一モツ遺ス事勿ク天津菅葎ノ須賀須賀ノ被ヘ給ヒ清ノ給ト如此仕奉リ。如此乞祈奉ル事ノ由ヲ。富士ノ根ノ彌高々ニ。眞輝玉ノ彌眞明分ニ聞食ノ穴奈比給

テ此神事モ本末不過。喪無ク事無ク。清ク美クハシ。仕奉リ終レ給ト長ミ長モ白ス。

献供宜辭

山下眞柱

秋風ノ涼キ空ニ。雁鳴キ渡リ。千草花咲ク美味レ時ト此ノ十月ノ二十日ノ日ヲ。生日ノ足日ト齋定テ神御祭仕奉テ御恩頼ヲ仰ギ乞願奉ト爲。故是ヲ以テ神式法ノ隨ニ。家内外ヲ。玉幣以テ。掃清ノ注連繩伊引廻シ此里近キ神崎山ニ生樹レ。五百枝眞榊ヲ立テ。左ハ鏡玉ヲ懸右ハ御劍ヲ掛幕モ。文ニ畏ク。言幕モ。由々志尊キ此ノ神籬ニ降座ル。豐受姫大神大年大神。御年大神。若年大神。又熊野神社ト稱奉ル。産土大神諸ノ皇大御神等ノ珍ノ大前ニ伊道拜。長。畏。白ク今日ノ齋ノ大御饗奉ト爲テ。神伴男等諸。朝間多伎リ夕多須伎取掛テケ。

謹・忌廻り敬ヒ清廻テ造リ仕奉ル大御饌ノ餅ハ眞澄ノ鏡
成テ塵モ居ズ嚴ノ平加ニ打積重キ。大御酒ハ千草ノ花ノ香
細ク嚴ノ饗和ニ満多々閑海川ニ住大魚小魚山野ニ生ル甘
菜辛菜ハ雲津川流ル水ノ清ク佐也介ク洗ヒ須麻志テ奥津
藻葉邊津藻葉松前ノ荒磯浪ニ靡レカヒ彌廣々昆布時ノ木實
ニ至テ総テ目頼キ限ヲ心ヲ盡テ撰ヒ覓新々盡イ寄集ヘ設
ケ備ヘ花モ添テ突居ル机ノ脚ノ八岳成彌高々ニ捧奉リ。今
大前ニ奉ラク豊幣帛ノ甘幣帛ト八十平加ノ平ニ大御心モ
明ニ安幣帛ノ安ヲカ聞食ト畏々畏モ白ス。

祝詞

庭山武正

是ノ所ヲ伊都ノ磐境伊波比ノ神床ト木綿取垂注連引廻レ
清ノ左夜米ヲ招奉リ令座奉ル掛卷モ文ニ畏々保食大神大

年大神御年大神。若年大神産土大神ト持齋ク熊野大神等
諸ノ宇豆ノ大前ニ齋主庭山武正謹々敬ヒ畏々モ白ク
畏々遠ク神世ノ昔保食大神イ御名ニ懸ル保食ル大々御德
座々ニ御身ニ附テ五穀ヲ現レ成レ座レセリ時。天照大御神
太ク喜テハ詔給ク是ノ物共ハ現見青人草ノ食テ生ク物ト
詔給テ乃チ粟稗麥豆ヲ以テ陸田種子ト爲メ稻ヲ以テ水田
種子ト爲メ又天邑君ヲ任レ稻種ヲ以テ天狹田及長田ニ植
メ給ハ其秋垂穂八束ニ莫々然テ甚能ク實キ故聞食テスト初
メ新嘗ノ御祭ノ神式ヲ興シ給ヒ行ヒ給ヒ皇御孫命ヲ天下
ノ大君ト爲テ此豊葦原瑞穂國ニ天降レ座メ給フ時モ其
ノ聞食レ來ル齋庭ノ稻穂レ大御手ヲ授ケ給ヒ傳ヘ給テ萬
千秋ノ長秋ニ青人草ヲ養ヒ治メ天地ノ共無窮ニ天日嗣知

食ノ事ヲ御言依レ給ヘリ。故是ニ依テ白ハ毎年ニ新嘗ノ御祭ノ神式ヲ聞食レ行ヒ給ヒ來ル事モハシ。專ラ天ツ御法ニ因リ給ヒ循ヒ給フ御由縁ヲ即テ大御政事ノ本ツ御業モ成レ。今ノ現在ニ千代田ノ寶田ノ大官ニ。肇國知食ス天皇命ノ大御世ニ至テ物皆ヲ古ニ復レ改メ。萬事ヲ彌高ニ彌廣ニ知食レ行ハ共ニ。其御祭ノ神式ハ益々ニ嚴レ重レ種々ニ掟テ給ヒ定メ給ケレ。故例ノ隨々聞食ノ齋庭ノ稻穂ヲ。今年モ三木拙ニ言仰テ植メ給ヘリ。穴尊。新御代ノ幸福カナル如此ル。嚴キ重キ大御祭ノ設メ事。獨拔擢テ仕奉ラシ給フ事。穴畏聖ノ御代ノ大御惠カナル。縣ノ御民ノ五百萬千五百萬ト。多ク中ニ三木拙ニ。顯シ立テ依レ給ヘル事故。注連延ハ春ノ荒田ヲ眞欲以テ返ス返ス。時ヲ忌種ノ忌メ。謹メ露ノ玉苗根指メ深ク

赤ニ締テ朝ニ異ニ。生添フ田草ヲ取ル手モ須磨ニ怠ル事無ク。緩テ事無ク。身モ棚知ニ功シ勤メ事ノ狀ヲ。皇神等諸ノ相宇豆奈比給ヒ。相穴ヒ給テ各々持分ケ知食ス。御德ノ幸ノ隨々。惡風ノ害無ク。荒水ノ災無ク。秋ノ垂穂ノ嚴レ穂ノ嚴シ。八東穂ノ瑞穂ノ瑞々ク如此ニ。成シ幸ハ依レ給ハ。嬉喜ヒ報賽ノ禮式仕奉リ。將此ノ伊刈リ收メ齋庭ノ稻穂ヲ。驛路ノ道ノ永手滯リ障ラ事無ク。荷緒ノ結ビ。和々介緩テ事無ク。車ノ廻リ早々ニ。伊着キ至リ奉リ上メ給メ事ヲ。乞祈メ奉ラシ爲テ。今日ヲ生日ノ足日ト。齋ヒ定メ禮代ノ大御幣帛ヲ持忌メ持清メ作リ備テ。天ツ空渡ラ雁ノ列並續ケ。紅葉ノ色附ク山ノ横哀留成テ仕奉ル御祭ノ稱ハ吉詞言祝キ祝キ。祈メ禮言々壽キ壽キ白ヲ。御饌ノ平迦ノ平カ。美加ノ甘酒甘ツ御

覽ノ聞食トセ。水寒キ。山田ノ池ノ水鴨ス。頸根突抜キ。露深キ。裾
 野ノ鶉伊道ヒ拜キ。畏々モ白ス。
 言別々白ク。今年ノ新嘗ノ大御祭ノ設ノ事。如此任奉ル。故。其
 餘ノ御稻ハ。是ノ大前ニ參リ集ヒ。這ヒ集侍ル。親族。家族。諸モ
 皇神等ノ惠モ廣キ。里ノ名ノ多。婆良比。戴カレ。給テ。今モ行先
 モ。彌益々ニ。靈幸ノ其高岡ノ。神埼ノ。幸福多シカラ。饒ヒ足メ。給
 ノ事ヲ。隈モ無ク。晴ル。空ノ高々ニ。月讀ノ神ヲ。持ル。天ノ水。
 仰キ乞祈白トサシ。白ス。

撤供祝詞畧

今日ノ祭典ニ招待カレテ參拜リ。又直會ノ席ニ連ナリ。人々

神崎郡長正七位勳六等倉本雄三

| | |
|------------|--------|
| 神崎郡書記 | 大杉兵太郎 |
| 田原村長 | 梶原隆造 |
| 郡農事試験場長 | 藤東城 |
| 郡農事試験場助手 | 牛尾丑吉 |
| 田原村ノ内南田原村 | 牛尾彦藏 |
| 中寺村ノ内中村 | 清瀬源十郎 |
| 田原村ノ内西田原村 | 真田勝藏 |
| 同村 | 阜勇 |
| 同村 | 松岡高次 |
| 揖保郡室津村 | 野本龜之助 |
| 東京市駒込妙義坂下町 | 國府寺新作 |
| 加古郡二見村 | 増本彌市郎 |
| 但馬國朝來郡粟鹿村 | 日下安左衛門 |
| 但馬國城崎郡豐岡町 | 佐川義右衛門 |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|------|-------|------|----------|----------|----------|------------|-----------|------|-------|-----------|-----------|-------|-----------|
| 同村 | 同村 | 同村 | 同村 | 同村ノ内西田原村 | 同村ノ内東田原村 | 同村ノ内西田原村 | 神戸市三河口町二丁目 | 田原村ノ内西田原村 | 田原村 | 同村 | 福崎村ノ内福崎新村 | 田原村ノ内西田原村 | 姫路市鏡町 | 但馬國朝來郡竹田村 |
| 永野久三郎 | 三木齋三 | 田崎政太郎 | 埴岡僊嗣 | 田崎五百頼 | 三木喜太郎 | 三木龍吉 | 三木甚三郎 | 三木榮三郎 | 三木正雄 | 三木愛太郎 | 三木甚三郎 | 三木愛太郎 | 兒嶋熊太郎 | 石原 榮 |

五百頼は。神崎郡書記を奉職し。専ら勸業の事を與れ、ば。公務にても。初めよりこの事を執り。なほ同族の事にしあれば。私にても。こたびの祭典には。何くれと。その事をまかなひ物して。いさゝかその勞は無きにしもあらず。かくて酒宴の席倉本郡長を。左の上座とし。神職を右の上座として。次々に席定まりにければ。それより最鄭重なる饗應あり。酒芳烈。殺鮮美くて。いとれびたゝしければ。人々のよろこび言ん方なく。家内は唯歡呼の聲にのみ。満たされて。その盛りにめでたく。うるはしかりしこと。又たぐひなかりき。則ち倉本ぬし。詠せられし詩は。

欲收精米献新嘗。淺耕深耕日月長。白玉全然何限喜。

歴 天皇又現 天皇。

明治三十年十月廿日。三木拙二君新嘗祭典恭賦。

大杉兵太郎ぬしの歌はれし今様歌。

いみ鋤とりてすきかへし。みとしろ小田にしめはへて。

祈りしかひもいちしるく。八束たりはのにひしねを。

今年の秋のにひなへの。大みまつりにたてまつる。

君かさちこそめてたけれ。君か家こそたふとけれ。

酔しれて。心もみだれ。何事を按ふる暇なけれを。心樂しく嬉

しさにたへがたければ。からうとて。ひねり出たる。例の五百

顆がことはぎのたゞことうた。

みたからの。名にはそむかす。新嘗の。うつのをものささ

くるやたれ。

かくて盃の數。いくたびもめぐりて。誰ともゑはぬ人なく。こ

こには。うそぶき歌ふあれは。かしこには。すぢりもちり立ち
て舞はぬはなし。皆あひなきすばかりになりて。萬歳々々の
聲をかしく打あけつゝ。足も十文字に。しころもころふみた
がへて。退散けるは。曉近きころなりけん。扱供御は。本月二十
五日を限りに。奉まだすべきなれば。拙二ぬし二十二日に納
めんとて。供御米の入たる箱を捧け持ちて立出らる。予は郡
書記を以て。之を護衛つゝ。上縣すべき命を承はりければ。こ
の日拙二ぬしとよみに。朝まだき首途す。播但鐵道。山陽鐵道
の瀧車に打乗りたりければ。道のすゝみいと疾くて。この日
午前十一時はかり。神戸に到り。相生町四丁目なる加藤こま
つの家に宿りを定め。やがて晝食たうべて。午後二時はかり。
直ちに縣廳にいたりぬ。内務部第五課は。勸業の事を司どり

て。課員縣属河野純一といふ人。専らこの供御品の事を執り行はれければ。逢ひて上縣せし由來を述べ。又こは貴重の品なれば。知事に見ら奉りて。直ちに献納せまほしき由を請ひたり。河野氏知事に申して。知事之を諾まはれければ。すなはち。知事の官房に至る。知事快よく吾々を迎へられければ。予又上縣の由來。拙二ぬしその供御米献納願を許されし以來。精米を調整へしまでの勉勵を委典に陳述。携へたる供御米大和錦の餘りを。知事の前に出し。彼の供御米の入りたる櫓箱に。

新嘗御祭典供物献納届

一 精米

壹 升

右新嘗御祭典供物献納之義本年三月廿四日奉願全年四

月二日御間届相成供御品耕作今般調製候ニ付献上致候也

明治三十年十月二十二日

神崎郡田原村ノ内西田原村

三 木 拙 二 印

兵庫縣知事大森鍾一殿

右の届書を差しそへて。拙二ぬしより献納せられけり。知事はいとも鄭重に品々を見わたしたる上。拙二ぬしの月ごろの功績と。その精米の善良なるが上に。その衣装又櫓箱さへに。最美麗しきと。深く喜び數度之を賞讃へて。只管其功勞を謝ひて。即ちこれを請納められて。過つことなく障ることなく。茲に全く新嘗祭供御品献納の事終りぬ。抑大嘗祭新嘗

祭の悠紀主基たりし國の中に。古昔より。吾播磨國の卜定なりし例を按ふるに。まづ清寧天皇三年に。是歲得履中帝孫億計王爲皇太子。初雄畧帝殺市邊皇子。皇子有二子。曰億計。曰弘計。帳内日下部使主。與其子吾田彦。奉逃於播磨。縮見云々。使二皇子變名爲縮見。屯倉首忍海部細目家。僮會播磨國司來目部小楢。徵新嘗供物。至細目家云々とあるが。史に見ゆる初めに。次に淳仁天皇天平寶字二年十一月廿三日。大嘗祭悠紀丹波。主基播磨。文德天皇仁壽元年十一月廿日。悠紀伊勢。主基播磨。宇多天皇仁和四年十一月廿二日。悠紀近江。主基播磨。冷泉天皇安和元年十一月廿三日。悠紀近江。主基播磨。なり。上に増田于信が中古よりは。悠紀の國は近江。主基の國は丹波。と定まると云へるは。委しからず。圓融天皇より近江と。丹波ま

た備中と。互に定められしこと史に見ゆて。愈近江丹波と定められしは。櫻町天皇の御代の事なれば。中古よりとはいふべからずなん。この冷泉天皇安和元年より後は。近江丹波また備中と定められて。他の國は與かることを得ざりつるを。その安和より。今明治二十五年まで。九百二十五年を経たり。かく久しく。千年に近き今日にも。復吾播磨國は。この神事に與かりぬ。天の下に國はとも多かりけれを。その神事に與かるべきは。三府四十三縣の下に。たゞ四十六國なるを。其内に播磨の國の數まへられしすら。こよなき面目なるを。況して皇國の蒼生四千万人に餘りぬること。らの人中に。この供御品を献納するは。僅かに四十六人の外は無く。また兵庫縣にては。その住めるもの百七十万人の中。唯壹人だに許さる

ることを得ぬ重き神事に。撰はれつる三木氏のいふじき家の名譽は。さるものにて。まことに人の世の思ひ出で。この上やあるべき。熟に按ふるに。掛て申さんも畏こけれど。昔清寧天皇の御代。皇胤稍危ふかりし折しも。播磨國司。來目部小楯。新嘗の供物徴さむとて。播磨。縮見屯倉。首細目の家に至り。億計弘計二皇子を顯はし。帝都に迎へ奉りしより。皇子等。天津日嗣知看して。皇統は再び動きなく。巖の如くなりませり。顯宗天皇。仁賢天皇。即ちこれなり。ことを思へば。新嘗祭の供御に。つきては。かく歡慶ありし例もあれば。今この家も。新嘗の供物奉られしかば。將來いかならん歡慶のあらむもはた知るべからず。あな尊ときかも。あな畏こきかも。今度拙二ぬし。この供御米献納に就ての頭末。後の世に傳へまほしければと。

て。たのれにしも記してよとありければ。固より識にふく學淺けれど。この事には。由縁なきにしもあらず。歡ひのあまり。その恥かしさも打わずはてし。謹み敬まひて。書記しつ

明治三十年十二月三十日

附て言この記かき終りし後ち。郡役所より下の書到りぬれば。其書のまゝを記しつけぬ。

一第四六号三

昨明治三十年新嘗祭供御新穀献納相成候處右等新穀ハ該祭祀ニ供セラレタル旨昨年十一月廿五日官報第四三二一號官廷錄事欄内ニ左記之通記載有之ヲ以テ其旨本人へ通知可致趣今般本縣ヨリ通牒有之候條此段及通知候也

128

220

| | | | | | | | | | | |
|---|----|---|----|----|----|---|---|---|----|-----|
| 丁 | 九 | 十 | 十三 | 廿六 | 廿八 | 全 | 全 | 全 | 全 | 三十四 |
| 數 | 表 | 表 | 表 | 表 | 表 | 表 | 表 | 表 | 表 | 表 |
| 正 | 誤 | 誤 | 誤 | 誤 | 誤 | 誤 | 誤 | 誤 | 誤 | 誤 |
| 數 | 〇 | 二 | 五 | 七 | 七 | 六 | 六 | 三 | 十一 | 七 |
| 誤 | 御飯 | 附 | 防 | 樂 | 大 | 重 | 萬 | 給 | 々 | 典 |
| 正 | 御飯 | 卿 | 府 | 備 | 筑 | 大 | 重 | 萬 | 給 | 人 |
| 誤 | 御飯 | 卿 | 府 | 備 | 筑 | 大 | 重 | 萬 | 給 | 曲 |

明治三十一年一月十三日

神崎郡長片山佐知矢印

三木拙二殿

新嘗祭供御新穀 新嘗祭ニ附キ北海道ヲ始メ各府縣有志農民ヨリ獻納ノ新穀ハ右祭祝ニ供セラレタリ

非賣品

庫縣平民

田崎五百願

播磨國神崎郡田原村大字西田原村百七番邸

庫縣平民

三木拙二

播磨國神崎郡田原村大字西田原村百六番邸

庫縣平民

後藤安次郎

播磨國神崎郡田原村大字南田原村百八拾九番邸

辻川活版所

播磨國神崎郡田原村大字西田原村八拾番邸ノ一

明治三十一年一月十三日

神崎郡長片山佐知矢印

三木拙二殿

新嘗祭供御新穀 新嘗祭ニ附キ北海道ヲ始メ各府縣有志農民ヨリ獻納ノ新穀ハ右祭祝ニ供セラルタリ

明治三十一年九月廿五日印刷
明治三十一年九月三十日發行

非賣品

著述者

兵庫縣平民

田崎五百頴

播磨國神崎郡田原村大字西田原村
百七番邸

發行者

兵庫縣平民

三木拙二

播磨國神崎郡田原村大字西田原村
百六番邸

印刷者

兵庫縣平民

後藤安次郎

播磨國神崎郡田原村大字南田原村
貳百八拾九番邸

印刷所

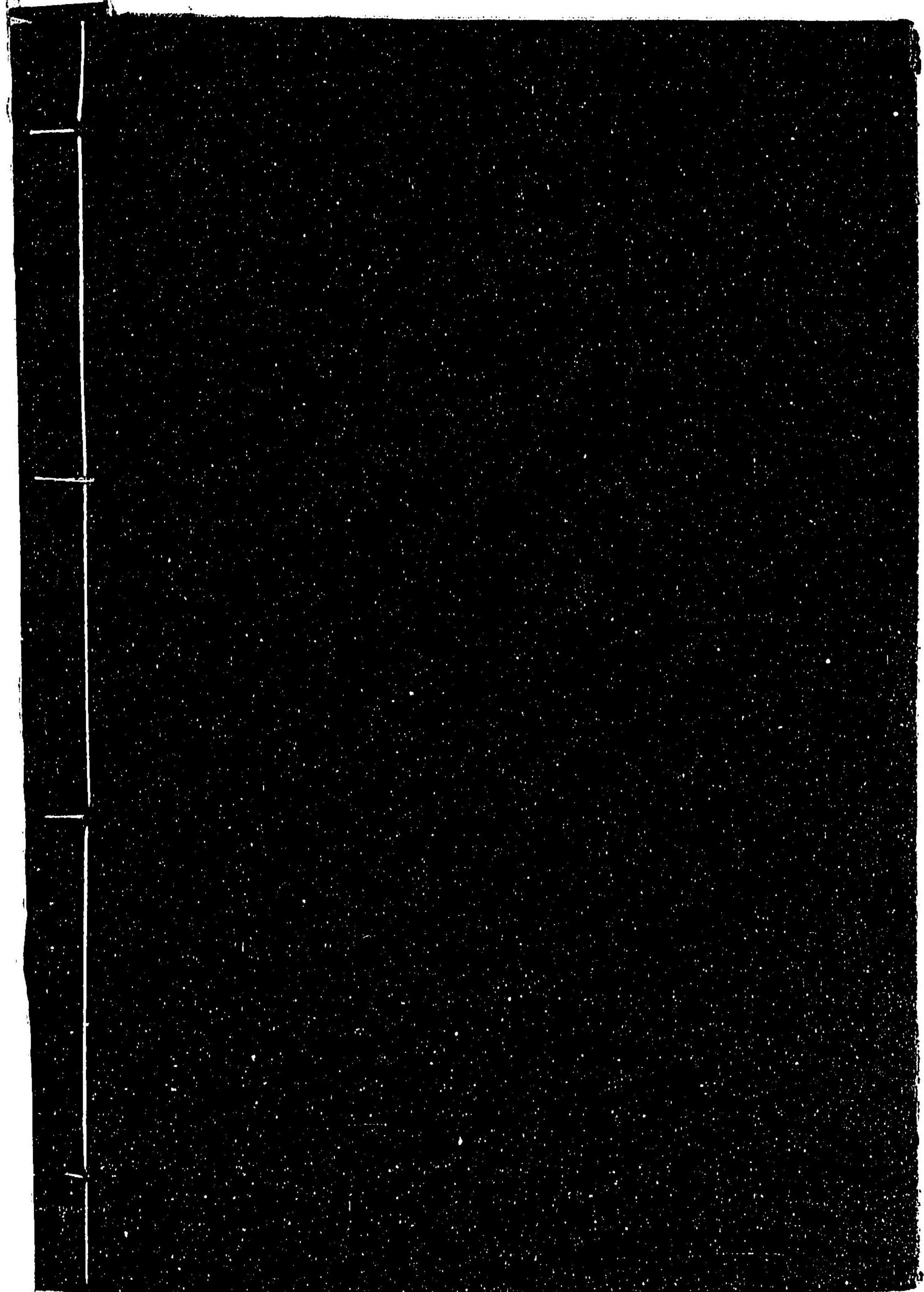
辻川活版所

播磨國神崎郡田原村大字西田原村
八拾壹番邸ノ一

128

220

一九三一年九月三十日發行



014486-000-4

128-220

新嘗祭供御献納記

田崎 五百穎/著

M31

ABB-0864

